

Ramsar National Report to COP15

第 15 回締約国会議に向けたラムサール条約国別報告書（案）

Section 1: Institutional Information

セクション 1：制度上の情報

（省略）

Section 2: General summary of national implementation progress and challenges

セクション 2：国内実施に係る進展及び課題の概要

In your country, in the past triennium (i.e., since COP14 reporting)

過去 3 年で(2022 年の第 14 回締約国会議（以下、「COP14」という。）報告以降)、

A. What have been the five main achievements of the implementation of the Convention since COP14?

A. COP14 以降、条約の履行上、主要な成果は何か（5 つ記載）。

- 1) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地において、市民参加型のものも含め、モニタリングや調査・研究、地域の保全・利活用計画の策定が進められるなど、保全と再生のための取組が実施された。
- 2) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地において、治水・防災、農林水産業の維持・再生、外来種対策や清掃活動などの取組が進められ、ラムサール条約への湿地登録を活かした経済の活性化や観光振興、周辺住民の生活環境の維持・向上が図られた。
- 3) いくつかの湿地で、ラムサール条約への登録を目指して、国内法による保護地区の指定・拡大に向けた準備や地域の利害関係者との調整が進むなど、湿地登録が地域の保全の機運を高めたと考えられる事例があった。
- 4) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地、周辺の学校や活動拠点施設等において、環境教育や自然体験学習などの普及啓発の取組が進んだ。
- 5) タイにおけるラムサール条約湿地の新規登録に向けた支援等により、アジア地域の湿地の保全とワイズユースの推進に貢献した。

B. What have been the five main challenges in implementing the Convention since COP14?

B. COP14 以降、条約の履行上、主要な課題は何か（5 つ記載）。

- 1) いくつかの湿地で、管理のための人材や活動資源・資金が不足した。保全やワイズユースに関わる人々の高齢化に直面する市町村も多い。
- 2) いくつかの湿地で、保全やワイズユースの取組に対する地域の多様な主体の参画の促進や、利害関係者との調整・合意形成が困難だった。
- 3) いくつかの湿地で、生態系サービスの過剰利用（オーバーユース）など人為的活動による生息地の損失や水質悪化が起きている。また、再生可能エネルギーの導入と地域の湿地保全の両立が困難だった湿地もある。
- 4) いくつかの湿地で、強力化した台風による被害や気候変動による環境変化が確認されており、対策が困難だった。
- 5) いくつかの湿地で、外来種の侵入、高病原性鳥インフルエンザによる鳥類への影響、シカやカワウ等の鳥獣の増加に伴う農業・水産業・自然植生への影響、乾燥化が確認されており、対策が困難だった。

C. Please outline five priorities for implementing the Convention in your country during the coming triennium (2026-2028)

C. 今後 3 年間（2026 年から 2028 年）において、貴国で条約を履行する上での優先事項は何か（5 つ記載）。

- 1) ラムサール条約の認知度・関心を高めるとともに、条約湿地の登録に関するメリットを創出・提示するこ

とにより、関係自治体等による活動資金や人材の獲得を容易にすること。

- 2) 関係省庁、関係自治体、地域住民、NGOや専門家などと連携しつつ、ラムサール条約湿地におけるモニタリング調査や情報整備、脅威や課題への対応、RISの更新等の取組を進めること。
- 3) 国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進され则认为られる湿地については、地域の合意が図られ要件が整ったものについて登録を進めるとともに、必要に応じてラムサール条約湿地の区域の拡張を図ること。
- 4) 関係自治体や専門家、民間団体などと連携協力し、各地のラムサール条約湿地の風土や文化を活かした保全とワイズユースを推進すること。
- 5) 湿地に関する国際的な場において日本の湿地に関する取組や経験、知見を紹介し、国内の湿地に関する情報発信を行うとともに、世界規模での湿地保全の推進に貢献すること。

D. Does the Administrative Authority have any recommendations concerning implementation assistance from the Convention Secretariat?

D. 条約事務局による（条約の）履行に係る支援に関し、提言事項はあるか。

気候変動の課題は認知度が高く各国において優先的に対策が取られている一方、湿地の生態系サービスや生物多様性の保全の重要性は十分に認識されているとは言えない。湿地は、地域にとっては歴史や文化と密接に関わる固有のものであり、また、特定の生息地に依存する渡り性水鳥にとっては代替が利かない唯一の生息地である。事務局に対しては、人間を含む生物の健康な生活の基盤である湿地の重要性が主流化され、保全への取組が優先的に行われている優良事例や取組のポイントをわかりやすく提供するよう、さらなる努力を求めたい。

E. Does the Administrative Authority have any recommendations concerning implementation assistance from the Convention's International Organization Partners (IOPs) (including ongoing partnerships and partnerships to be developed)?

E. ラムサール条約の国際団体パートナー（現行、または設置予定のパートナーシップを含む。）からの（条約の）履行に係る支援に関し、提言事項はあるか。

ラムサール条約湿地の登録を推進するため、政府に対するより具体的かつ技術的なサポート等をお願いしたい。

F. In accordance with paragraph 21 of Resolution XIII.18 on Gender and wetlands, please provide a short description about the balance between genders participating in wetland-related decisions, programmes and research.

F. ジェンダーと湿地に関する決議 XIII.18 のパラグラフ 21 に従い、湿地関連の決定、プログラム、研究に参加する男女のバランスについて簡単に説明してください。

さまざまな協議会・研究機関等において、男性メンバーの割合がまだ多く、特に調査・研究の分野における女性の参画率が低い。

G. 「On the basis of your indications above, list possible areas where change is necessary for the achievement of gender equality.

G. 上記の指摘に基づき、男女平等の達成のために変革が必要と考えられる分野を挙げてください。

政治参画、計画策定にかかる検討や意思決定、調査・研究 等

H. Please describe lessons learnt in the context of wetlands and gender equality work in your country.

H. 貴国における湿地と男女平等の取り組みの観点から学んだ教訓を説明してください。

湿地保全の分野では、人材が不足している傾向があるため、女性の参画をより一層促していく必要があると認識している。そのため、ラムサール条約湿地の現場からは、湿地管理作業の負担軽減、働きやすさの改善、清潔なトイレの設置などを進めることが重要といった指摘がある。さらに、人材不足の解消に向けて、世代間交流や協働を促すような保全活動を展開することが重要という指摘もある。

I. If possible, please list gender-related policies, strategies and action plans in place relevant to wetlands in your country.

I. 可能であれば、貴国の湿地に関連してジェンダー関連の政策、戦略、行動計画を挙げてください。

湿地に係る記載をラムサール条約における国家湿地政策として位置づけている「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、「生物多様性保全に関する審議会の女性委員の比率」や「生物多様性保全に係る環境省の管理職ポストのうち、女性が占める割合」の数値目標を設定している。さらには、ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性への関わり方や理解が性別や世代等によって異なることがあることも踏まえて、ジェンダーの観点や若者への発信等も含めて対応することとしている。

J. If applicable, identify examples of strategies and actions your country is implementing to support youth participation in the implementation of the Convention's Strategic Plan or in wetlands management (Resolution XIV.12 on Strengthening Ramsar connections through youth, paragraph 21).

J. 該当する場合、条約の戦略計画の実施または湿地管理への若者の参加を支援するために、貴国が実施している戦略と行動の例を挙げてください（決議 XIV.12 「ユースを通じたラムサールの連携の強化」パラグラフ 21）。

- ・環境省においては、環境活動に取り組む高校生の活動事例を募り、全国8地区の地方大会から選考等を経た高校生等の発表を審査する全国ユース環境活動発表大会を開催し、地球温暖化対策、脱炭素、生物多様性の保全、自然共生、資源循環など「環境」に関わる活動、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に資する活動を推進している。
- ・また、文部科学省との連携による、教職員や地方自治体職員、大学生等を対象とする環境教育に関する研修を行っており、一部の研修においては、ラムサール条約湿地での体験学習を行っており、研修に参加した教職員を通じて、児童・生徒を含む若者に対する湿地に関連する環境教育がなされるように推進している。
- ・渡り性水鳥の保全活動に意欲的な大学生等で構成される、ユース団体「Team Spoon」がラムサール条約のユース作業部会にオブザーバーとして参加し、条約における意志決定プロセスに参画している。
- ・地域における事例として、例えば、漫湖水鳥・湿地センターではこどもエコクラブや、小学生以上を対象とした教育プログラムである漫湖自然学校の開催、沖縄県のラムサール条約登録湿地を中心に子供たちの交流を図る「沖縄県こども環境会議」を主催するといった活動が行われている。また、ラムサール条約における湿地自

治体認証を受けた新潟市では、「世界湿地都市ユースフォーラム 2024」への児童・生徒の派遣が予定されているほか、豊岡市では、IVUSA（国際ボランティア学生協会）大阪茨木クラブが田結湿地において湿地整備ボランティア活動を年に4回程度実施しており、市内の高校生や大学生、大学院生等も参加している。

K. Please list the names of the organizations which have been consulted on or have contributed to the information provided in this report.

K. 本報告書に記載された情報に関して、助言を受けた、あるいは情報提供に寄与した組織名を挙げてください。

- ・関係する国の機関に意見照会を行った。
- ・ラムサール条約湿地に関係する地方自治体やNGOにアンケートを送るとともに、報告書案に関して意見照会を行った。
- ・パブリックコメントを実施した。

Section 3 - all goals: Indicator questions and further implementation information

Section 3 - すべての目標: 指標質問及び追加的实施に関する情報

In responding to each of these questions, Contracting Parties are encouraged to provide links, references/ upload documents where applicable and relevant.

これらの質問に回答する際、締約国は、該当・関連する内容については、必要に応じてウェブリンク、参考資料、文書等をアップロード（提供）することが奨励される。

Section 3 - Goal 1. Addressing the drivers of wetland loss and degradation

セクション 3 – 目標 1. 湿地の減少と劣化の要因への対処

In responding to each of these questions, Contracting Parties are encouraged to provide links, references/ upload documents where applicable and relevant.

[Reference to Sustainable Development Goals 1, 2, 6, 8, 11, 13, 14, 15]

これらの質問に回答する際、締約国は、該当・関連する内容については、必要に応じてウェブリンク、参考資料、文書等をアップロード（提供）することが推奨される。

[持続可能な開発目標 1、2、6、8、11、13、14、15 への言及]。

Target 1

Wetland benefits are featured in national/local policy strategies and plans relating to key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture, fisheries at the national and local level.

[Reference to Global Biodiversity Framework Target 14]

個別目標 1

湿地の恩恵が、国・地域レベルの水、エネルギー、鉱業、農業、観光、都市整備、インフラ、工業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターに関係する国・地域の政策戦略や計画の中で考慮される。[昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット 14 を参照。]

1.1 Have any actions been taken since COP14 to integrate wetland protection, wise use and restoration, or wetland benefits, into other national strategies and planning processes, including: {1.1} *Please select only one per square.*

1.1 COP14 以降、湿地の保護、賢明な利用と再生、または湿地からの利益を、他の国家戦略や計画プロセスに統合するために、以下を含む何らかの行動を取ったか： {1.1} 一マスにつき一つだけ選択してください。

a) National policy or strategy for wetland management 湿地管理のための国の政策または戦略	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
b) Poverty eradication strategies 貧困撲滅戦略	☒ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい

c) Water resource management and water efficiency plan 水資源管理と水利用効率化計画	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
d) Coastal and marine resource management plans 沿岸域及び海洋域資源管理計画	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
e) Integrated coastal zone management plan 統合沿岸域管理計画	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
f) National forest management plan/ strategies 森林プログラム	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
g) National policies or measures on agriculture 農業に関する政策または措置	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
h) National Biodiversity Strategy and Action Plans drawn up under the CBD 生物多様性条約の下で策定された生物多様性国家戦略及び行動計画	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
i) National policies on energy and mining エネルギー政策及び鉱業に関する政策	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
j) National policies on tourism 観光に関する政策	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
k) National policies on urban development 都市整備に関する政策	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい

l) National policies on infrastructure インフラに関する政策	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
m) National policies on industry 工業に関する政策	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
n) National policies on aquaculture and fisheries {1.3.3} 水産養殖及び漁業に関する国家政策	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
o) National plans of actions (NPAs) for pollution control and management 汚染規制及び管理に関する国別行動計画	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
p) National policies on wastewater management and water quality 廃水管理及び水質に関する政策	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
q) National policies, strategies or plans on sanitation 衛生に関する国家政策、戦略、計画	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
r) National policies, strategies or plans on food security 食料安全保障に関する国家政策、戦略、計画	☐ Y=Not Relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい

1.1 Additional information 追加情報

- a) 2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。
- c) 河川整備計画において河川を含む湿地に係る事項が組み込まれている。また、「生物多様性国家戦略2023-2030」において、河川や湿地における水環境の改善について記述している。

- d) 「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」において、サンゴ礁生態系の生態系サービスの重要性を認識し、サンゴ礁生態系保全のために重点的に取り組むべき課題として、陸域からの負荷対策、持続可能なツーリズム、地域とのつながり構築を掲げて、具体的な取組事項を記述している。また、海洋生物多様性保全戦略において、沿岸域の特性を踏まえ、対策を推進する必要性について記述している。さらに、「生物多様性国家戦略2023-2030」において沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全について記述している。
- e) 「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」において、沿岸域における多様な機能や資源の持続性の確保、多様な利用と保全の調和、相互に影響を及ぼし合う水・土砂・生物環境への配慮などといった、地方公共団体と多様な関係者による沿岸域圏のマスタープラン策定のための基本的な方向を示している。
- f) 森林・林業基本計画において、希少な生物が生育・生息する森林等の保全管理を推進することは、生物多様性を保全していく上で重要であると規定している。また、全国森林計画において、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することを規定している。
- 国有林野の管理経営に関する基本計画において、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林については、厳格な保護・管理を行う保護林に設定すること等を規定しており、保護林にはこれらと一体的に保護・管理すべき湿地等が含まれている。また、保安林制度により、森林陰影の投影、養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける「魚つき保安林」を指定している。
- g) 「みどりの食料システム戦略（2021年5月策定）」において、農林水産分野の環境負荷低減と食料・農林水産業の生産力向上を両立し、持続可能な食料システムを構築することとしている。また「農林水産省生物多様性戦略（2023年3月改定）」において、水鳥をはじめとする様々な生きものの生息地として重要な湿地である水田等の生物多様性の保全について推進している。また、「生物多様性国家戦略2023-2030」において、生物多様性保全を重視した農業生産の推進について記述している。
- h) 2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」における湿地に係る記載をラムサール条約における国家湿地政策として位置づけている。
- i) 2024年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、資源の採取及び加工に関する経済システムが気候変動・生物多様性損失に加えて、汚染という主要な3つの環境問題と密接に関係することについて言及している。加えて、これを踏まえ、気候変動の影響による経済活動におけるエネルギーの制約と生物多様性の損失に伴う生物資源の減少等の資源制約に対処できる、資源効率性及び循環性の向上と天然資源利用の削減を進める取組や、廃棄物の削減・適正処理を進め汚染の防止に貢献する循環経済への移行に向けた取組が、3つの危機への対処に当たり極めて重要であるとしている。
- j) 2023年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等の自然環境について、国内外から観光旅行者を呼び込む重要な観光資源でもあることから、その保全と適正な利用を図ることとしている。また、自然環境・生態系の保全及び野生生物の保護・管理に取り組むとともに、自然観光資源や明瞭な四季、雪、流水等の美しい自然を生かし、地域住民等と行政の連携を推進している。
- k) 2002年7月に閣議決定された「都市再生基本方針」において、緑地や水辺の保全、再生、創出等による生物多様性の保全、良好な大気・土壌環境の保全、都市内の水資源の循環利用の促進、下水処理技術の向上等による良好な水環境の保全等により、都市から発生する環境負荷の低減及び自然との共生の推進を規定し

ている。

- l) 2023年に策定された「グリーンインフラ推進戦略2023」において、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラについて、目指すべき姿や取組にあたっての視点を示すとともに、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすべきことを示している。
- m) 水質汚濁防止法において、工場及び事業場から公共用水域（湖沼、河川を含む）へ排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、事業者は、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないとされている。
- n) 水産基本計画において、藻場・干潟などの保全・創造の推進、河川等における水産動植物の生息・生育・繁殖環境の保全及び創出の推進について規定している。
- o) 2024年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物の不適正処理への対応強化や不法投棄の撲滅、アスベストを含む廃棄物・POPs廃棄物・水銀廃棄物等の有害廃棄物対策を着実に進めることとしている。また本計画では、循環経済への移行に向けた取組を通じて、天然資源投入量・消費量の抑制、資源の効率的利用、長期的利用や循環利用、ライフサイクル全体での適正な化学物質や廃棄物管理を進めることで、温室効果ガスの排出の削減、生物多様性や自然環境への負荷の低減、大気・水・土壌等の保全など、地球規模の環境負荷低減を進めていくことが重要であるとしている。
- p) 「生物多様性国家戦略2023-2030」において、河川・湖沼などにおける水質の改善や、海域汚染対策について記述している。
- r) 食料・農業・農村基本計画において、環境政策の推進として、里地里山の保全・管理や有機農業等の生物多様性の保全及び利用などを記述している。

Target 2

Water use respects wetland ecosystem needs for them to fulfil their functions and provide services at the appropriate scale inter alia at the basin level or along a coastal zone.

[Reference to Global Biodiversity Framework Target 7, Sustainable Development Goal 6, Indicator 6.3.1]

個別目標 2

水利用は、とりわけ集水域レベルや沿岸域において、湿地生態系がその機能を十分に発揮でき、適切な規模で生態系サービスを提供するために必要な水量であることに配慮する。

[昆明・モントリオール生物多様性枠組目標 7、持続可能な開発目標 6、指標 6.3.1 を参照。]

2.1 Have the Guidelines for allocation and management of water for maintaining the ecological functions of wetlands and the additional guidance on tools and methodologies been brought to the attention of national ministries and/or agencies at different levels of territorial organizations (Resolutions VIII.1, VIII.2)? {2.1}

2.1 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理のためのガイドライン、及びツールと方法論に関する追加ガイダンスは、省庁及び／または地域組織のさまざまなレベルの機関の注意を喚起したか。(決議 VIII.1、VIII.2)。{2.1}

Please select only one option 選択肢を一つ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

2.1 Additional Information 追加情報

国内では、ダム下流域の河川環境の保全を目的とした放流を行っているダムがあり、よどみの改善や、河川景観の向上、付着藻類の更新や魚類の遡上・降下支援などの効果が見られている。

2.2 Have assessments of environmental flow been undertaken in relation to mitigation of impacts on the ecological character of wetlands? {2.2}

2.2 環境流量の評価は、湿地の生態学的特徴に与える影響の緩和に関して行われたか。{2.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

2.2 Additional Information 追加情報

- ・ 釧路湿原やサロベツ原野などのいくつかの湿地における自然再生事業では、水環境の現状を把握した上で、望ましい地下水位の保全・復元や流入水の水質の保全・修復などを目標に取り組が行われている。
- ・ 一定の規模を超える道路や鉄道等の新設に当たっては、近接する湿地への影響を含め、事業者により事前に環境影響評価が行われている。

2.3 Have the designation or management of Wetlands of International Importance (“Ramsar Sites”) improved the sustainable use of water (e.g. reduced drainage, reduced use of pesticides, controlled pollution etc.) in your country?

2.3 国際的に重要な湿地（「ラムサール条約湿地」）の指定または管理により、貴国の水の持続可能な利用（排水の削減、農薬使用の削減、汚染の抑制など）は改善されたか。

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある
☐ O=No change 変化なし
☐ X=Unknown 不明

2.3 Additional Information 追加情報

国内のラムサール条約湿地のうち、淡水湖沼は農業用水として多く利用され、また、琵琶湖は、近畿地方の約1450万人が利用する貴重な水資源となっており、これらの持続可能な水の利用は、条約湿地及びその周辺において長年続けられる環境保全・創出の活動によって支えられている。

2.4 Have the Guidelines for allocation and management of water for maintaining ecological functions of wetlands (Resolutions VIII.1 and XII.12) been used/applied in decision-making processes? {2.3}

2.4 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理のためのガイドライン（決議 VIII.1 及び XII.12）は、政策決定プロセスにおいて利用／適用されたか。{2.3}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ

- ☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

2.4 Additional Information 追加情報

本ガイドラインを直接的に利用したかは不明だが、自然再生にかかる協議会等において、当該ガイドラインの趣旨や原則に沿った取組が実施されている。また、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても、当該ガイドラインの原則にも関連する考え方が、実施に向けた基本的考え方として含まれている。

2.5 Have projects that promote and demonstrate good practice in water allocation and management for maintaining the ecological functions of wetlands been developed {2.4}

2.5 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分・管理を推進する事業や優良事例を実証する事業は構築されたか。{2.4}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

2.5 Additional Information 追加情報

釧路湿原やサロベツ原野などのいくつかの湿地における自然再生事業では、水環境の現状を把握した上で、望ましい地下水位の保全・復元や流入水の水質の保全・修復などを目標に取組が行われている。

2.6 Does the country use constructed wetlands/ponds as wastewater treatment technology? {2.8}

2.6 国は人工湿地/沼を廃水処理技術として使用するか。{2.8}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選んでください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある
☐ X=Unknown 不明
☐ Y=Not Relevant 関係なし

2.6 Additional Information 追加情報

現在、北海道等で民間や大学による畜産排水処理のための人工湿地が稼働している。また、分散型の排水処理手法としての人工湿地の研究が進められている。ラムサール条約湿地である中海周辺に位置する米子水鳥公園においては、池の水を園内のヨシ原に濾過させ、水質浄化を図る取組が実証されている。

Target 3

Public and private sectors have increased their efforts to apply guidelines and good practices for the wise use of water and wetlands.
[Reference to Global Biodiversity Framework Targets 7, 10, 15, 16 and 18]

個別目標 3

公共セクターと民間セクターが、湿地と水資源の賢明な利用のためのガイドラインや優良事例を適用するための取り組みを強化している。

[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 7、10、15、16、18 を参照。]

3.1 Has your country put in place policies, including incentives, guidelines or other instruments to encourage the private sector to apply the wise use principle and guidance (Ramsar handbooks for the wise use of wetlands) in activities and investments related to wetlands? {3.1}

3.1 貴国は、湿地に関連する活動や投資において、民間セクターが賢明な利用の原則やガイダンス（湿地の賢明な利用のためのラムサールハンドブック）を適用することを奨励するためのインセンティブ、ガイドライン、またはその他の手段を含む政策を実施しているか。{3.1}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある

3.1 Additional Information 追加情報

- ・民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年度から開始した。「自然共生サイト」は、森林生態系、農地生態系、都市生態系、陸水生態系、沿岸生態系といった様々な生態系を認定の対象としている。なお、認定されたサイトについては、保護地域との重複を除いた上で OECM として国際データベースに登録していく。
- ・2024年4月には新法となる「生物多様性増進活動促進法」を制定し、生物多様性を維持する活動に加え、生物多様性を回復又は創出する活動も含めて、民間等による自主的な活動を更に促進していく。
- ・生物多様性保全推進支援事業により、湿地を含む地域の生物多様性保全活動を支援している。

3.2 Has the private sector undertaken any activities or actions for the conservation, wise use, and management of (a) Ramsar Sites or (b) wetlands in general? {3.2}

3.2 民間セクターは、(a) ラムサール条約湿地、または (b) 湿地全般の保全、賢明な利用及び管理に向け活動や行動を起こしているか。{3.2}

Please select only one per square.

1マスにつき一つだけ選択してください。

a) Ramsar Sites ラムサール条約湿地	☐ Y=Not relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☒ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい
b) Wetlands in general 湿地全般	☐ Y=Not relevant 関係なし ☐ X=Unknown 不明 ☐ D=Planned 計画がある ☒ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい

3.2 Additional information 追加情報

- ・民間企業、NGO、拠点施設、観光協会、農・漁業協同組合、地元の湿地保全会など様々な民間セクターにおいて、次のような活動が行われており、活動の多くは市民参加型で、実際の保全につながるよう工夫されてい

る。

- ・保全活動や再生事業：希少動植物の保護や環境管理などの保全活動、湿地再生、清掃活動、外来種対策、シカなどによる食害対策など
- ・調査研究：モニタリング活動、調査研究活動
- ・資料館・ビジターセンター等の運営、整備
- ・環境教育、普及啓発活動：観察会・水泳大会等イベントの開催、湿地ツアー、学校教育や学習活動、ボランティア活動への支援（制度の構築など）、マナー向上等の普及啓発活動、研究者による市民向け研究発表などを通じた交流・協力体制の整備、定期的なテレビ番組放送、資源の利活用
- ・なお、漫湖水鳥・湿地センターでは、市民参加型のマングローブの稚樹抜きを行うとともに、稚樹を有効活用したマングローブ染めや木軸ペンづくり等のワークショップを開催している。サロベツ原野では、認定 NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワークにより農地と湿原の共生をはかる「エコモーププロジェクト」が実施されているほか、東海丘陵湧水湿地群では、民間企業と市民団体が連携協力し保全活動を行っている。宍道湖では、漁協によりシジミの禁漁区の設定、漁獲量の制限、違反者に対する罰則等をルールで定めており、志津川湾では、海藻藻場の再生による磯根資源の回復を実施しており、特に海藻を餌とするウニ・アワビの生産量の増加が期待されている。肥前鹿島干潟においては、流域の棚田で栽培された米で日本酒を製造し、売り上げの一部を保全活動費として寄付している。

3.3 Have actions been taken to implement incentive measures which encourage the conservation and wise use of wetlands? {3.3}

3.3 湿地の保全及び賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施するための行動がとられたか。{3.3}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☒ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある

3.3 Additional information 追加情報

Please specify the types of incentive measures (loans, tax breaks, or others).

インセンティブ措置の種類（融資、税制優遇措置、その他）を明記すること。

- ・環境省では、生物多様性保全推進支援事業により、湿地を含む地域の生物多様性保全活動を支援している。
- ・農林水産省では、自然環境の保全に資する農業生産活動（水田における冬期湛水等）の実施に伴う追加的コストを支援する「環境保全型農業直接支払」を実施している。また、冬期湛水等、水田における生物多様性保全や温室効果ガス削減を行っていることを農産物に表すラベルを作成し、生産者が自らの努力を消費者に伝える活動を支援している。
- ・国内のラムサール条約湿地では、関係市町村を中心に以下のような取組の例がある：
 - 冬期湛水水田など渡り鳥やその他希少野生動植物種の生息に配慮した水田農業を行い、それらの水田で収穫された米をブランド化し通常よりも高い値段で販売。
 - 条約湿地に生えているヨシや海藻を肥料として育てられた農産物や、伝統的・持続的な漁法や猟法による収穫など、一定の基準を満たした水産物や鴨をブランド化して販売。
 - 農薬・化学肥料の使用量削減、濁水の流入防止など環境への負担を削減する技術で生産された農産物を、自治体が地元ブランドとして認定・認証。ロゴマークを作成して商品に添付。
 - 日本酒（米）やハスの化粧品など、湿地の収穫物を加工販売することで高付加価値化を図るとともに、その売り上げの一部を環境保全や教育活動に還元。

3.4 Have actions been taken to remove perverse incentive measures which lead to degradation or loss of wetlands? {3.4}

3.4 湿地の劣化や喪失につながる有害な奨励措置を取り除く取組はなされたか。{3.4}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ D=Planned 計画がある

☐ Z=Not Applicable 該当なし

3.4 Additional Information 追加情報

Please specify the actions that have been taken to remove perverse incentive measures (e.g. removal of subsidies for agricultural expansion) and provide the source links or upload the source documents here.

湿地の劣化や喪失につながる取組を撤廃するために取られた措置（農業拡大補助金の廃止などの有害な奨励措置の特定）を明記し、出典リンクもしくは出典元の文書をアップロードしてください。

2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、国内の補助金を含む各種奨励措置等について、関係省庁間で十分に検討・協議の上で生物多様性に有害なものを特定し、奨励措置の利用者に十分配慮しながら該当する奨励措置のあり方を見直すための検討を行うこととしている。また、当該作業にあわせて有益な奨励措置の増加に取り組み、優良事例については横展開すべく情報発信等に取り組むこととしている。

Target 4

Invasive alien species and pathways of introduction and expansion are identified and prioritized, priority invasive alien species are controlled or eradicated, and management responses are prepared and implemented to prevent their introduction and establishment. [Reference to Global Biodiversity Framework Target 6]

個別目標 4

侵略的外来種及びその移入・拡張経路が特定され、その対策が重要視される。優先的に対処すべき種が防除または根絶され、それらの移入や定着を防ぐため対応策が整備・実行される。[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 6 参照]

4.1 Does your country have a national inventory of invasive alien species that currently or potentially impact the ecological character of wetlands? {4.1}

4.1 貴国は、現在または潜在的に、湿地の生態学的特徴に影響を与えている侵略的外来生物種の国家目録を有しているか。{4.1}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

4.1 Additional information 追加情報

2004年6月に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして162（2024年7月現在）の「特定外来生物」を指定し、目録化している。また、2015年3月に作成した、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリスト」においては、生息・生育場所が湿地依存的な種が複数含まれる。

4.2 Has your country adopted any national policies, strategies, or guidelines on invasive species control and management that are relevant for wetlands? {4.2}

4.2 貴国は、湿地に関連する侵略的外来種の防除と管理に関する国家政策、戦略、またはガイドラインを採用しているか。{4.2}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

4.2 Additional information 追加情報

- ・2023年3月策定の「生物多様性国家戦略2023-2030」において、侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する施策を実施する旨を記載している。特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、2022年に法改正した外来生物法に基づき特定外来生物被害防止基本方針を改定したほか、我が国の外来種対策の中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」を作成している。当該計画では、ラムサール条約湿地含む自然環境保全上重要な箇所では優先度高く対策に取り組んでいく必要があるとしている。
- ・河川を含めた湿地における侵略的外来種防除の手引きを作成し公表している。

4.3. Has your country successfully controlled through management actions invasive species of high risk to wetland ecosystems? {4.3}

4.3. 貴国は、湿地生態系に対して、リスクの高い侵略的な種への管理的行動により抑制できているか。{4.3}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ E=# species #種
☐ F=Fewer than # # %未満
☐ G=More than # # %以上
☐ X=Unknown 不明
☐ Y=Not relevant 関係なし

4.3 Additional Information 追加情報

- ・前述の「外来種被害防止行動計画」では、釧路湿原、伊豆沼・内沼及び琵琶湖等のラムサール湿地に対してリスクの高い侵略的な種を特定し、その種の防除に係る目標が設定されている。これに基づき、地域と協働の上、防除や管理等推進してきたところ。
- ・地域における取組として、奥日光の湿原では、コカナダモの除去活動を1998年より実施しており、生育範囲は徐々に縮小している。また、佐潟では、特定外来生物のアレチウリの生育が見られたが、除去活動を継続し、現在は生育が確認されなくなった。伊豆沼・内沼では、2004年よりオオクチバス・ブルーギルの駆除活動を行い、低密度状態へと減少させることができ、ゼニタナゴなどの在来魚類の回復が見られるようになった。そのほかにも、ラムサール条約湿地を持つ多くの自治体において、侵略的な種の除去活動などの取組がなされている。

4.4 Has the effectiveness of wetland invasive alien species control programmes been assessed? {4.5}

4.4 湿地における侵略的外来種の防御プログラムの有効性は評価されたか。{4.5}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい

- ☐ B=No いいえ
- ☒ C=partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

4.4 Additional Information 追加情報

前述の「外来種被害防止行動計画」で設定した特定のラムサール湿地における特定種の防除に係る目標について、2023年10月に評価を取りまとめたところ。

Section 3 - Goal 2. Effectively conserving and managing the Ramsar Site network

セクション 3 – 目標 2. ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理

In responding to each of these questions, Contracting Parties are encouraged to provide links, references/ upload documents where applicable and relevant.

[Reference to Sustainable Development Goals 6, 11, 13, 14, 15]

これらの質問に回答する際、締約国は該当し関連する場合、リンク、参考文書をアップロードすることが奨励される。
[持続可能な開発目標 6、11、13、14、15 への言及]。

Target 5

The ecological character of Ramsar Sites is maintained or restored through effective planning and integrated management

[Reference to Global Biodiversity Framework Targets 1, 3 and 5]

個別目標 5

ラムサール条約湿地の生態学的特徴が、効果的な計画と統合管理を通じて、維持あるいは再生される。

[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 1、3、5 への言及]

5.1 Have a national strategy and priorities been established for the further designation of Ramsar Sites, using the Strategic Framework for the Ramsar List? {5.1}

5.1 ラムサール条約湿地のための戦略的枠組みを用いて、ラムサール条約湿地の追加登録のための国家戦略及び優先事項が確立されたか。{5.1}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある

5.1 Additional information 追加情報

- ・国際的に重要な湿地の基準に見合うラムサール条約湿地潜在候補地のリストを2010年に作成している。
- ・2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、地域の合意が図られ要件が整ったものから登録を進めることとしている。

5.2 How many Ramsar Sites have a management plan? {5.3}

5.2 管理計画を持つラムサール条約湿地はいくつあるか。{5.3}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ E=# Sites 53 湿地

☐ X=Unknown 不明

5.3 How many of the Ramsar Sites are actively implementing their management plan? {5.4}

管理計画のあるラムサール条約湿地のうち、それが積極的に実施されている湿地数はいくつか。{5.4}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ E=# Sites 53 湿地

☐ X=Unknown 不明

5.4 How many Ramsar Sites are implementing management actions outside of formal management plans?

{5.5}

5.4 正式な管理計画以外の管理活動を実施しているラムサール条約湿地はいくつあるか。{5.5}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ E=# Sites # 湿地

☒ X=Unknown 不明

☐ Y=Not relevant 関係ない

5.2 – 5.4 Additional information 追加情報

- ・我が国では、対象となる湿地を国立・国定公園、国指定鳥獣保護区又は生息地等保護区等に指定した上で、又は既にいずれかの保護地域に指定されている湿地について、ラムサール条約への登録を行っている。これらの保護地区の指定に際しては、湿地の保全管理に係る内容を含む自然公園の公園計画、鳥獣保護区の指定計画、生息地等保護区の保護に関する指針が策定される。
- ・また、上記計画の他にも、湿地の管理に関する記載もしている自然再生事業にかかる事業実施計画や、都道府県や市町村、地域関係者の参加する協議会等によって、湿地を含む自然環境の保全や再生、利活用等に関する独自の管理計画が策定・実施されている地域もある。

5.5 Have all Ramsar Sites been assessed regarding the effectiveness of their management (through formal management plans where they exist or otherwise through existing actions for appropriate wetland management)? {5.6}

5.5 すべてのラムサール条約湿地は、それぞれの管理の有効性について評価されたか（正式な管理計画が存在する場合はそれに基づいて、そうでない場合は適切な湿地管理のための既存の取組等に基づいて）。{5.6}

If “yes”, please indicate the number of Ramsar Sites

If “partially”, please indicate the number of Ramsar Sites

If “planned”, please indicate the number of Ramsar Sites

「はい」の場合、ラムサール条約湿地の数を記入してください。

「一部」の場合、ラムサール条約湿地の数を記入してください。

「計画がある」の場合、ラムサール条約湿地の数を記入してください。

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ C=Partially 一部 14 湿地

☐ D=Planned 計画がある

☐ X=Unknown 不明

☐ Y=Not relevant 関係なし

5.5 Additional information 追加情報

Please provide the source links or upload the source documents here indicating the assessment tool used (e.g. Ramsar Site Management Effectiveness Tracking Tool (METT), Resolution XII.15), and the source of the information.

使用した評価ツール（例：ラムサール条約湿地管理効果追跡ツール（METT）、決議 XII.15）と情報源を示すリンクを提供するか、情報源の文書をここにアップロードしてください。

国内のラムサール条約湿地においては、RISの更新とあわせて管理の有効性に関する評価を行っているところもある。

5.6 How many Ramsar Sites have a cross-sectoral management committee? {5.7}

5.6 分野横断的な管理委員会があるラムサール条約湿地の数はいくつか。{5.7}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ E=# Sites # (数) 湿地

☒ G=More than # sites #G=37湿地より多い

☐ X=Unknown 不明

5.6 Additional information 追加情報

- ・ 205 釧路湿原、1555 サロベツ原野、318 伊豆沼・内沼、1549 三方五湖、1551 中海における自然再生協議会の他、439 クツチャロ湖、539 ウトナイ湖（美々川）、996 漫湖、1201 宮島沼、1540 阿寒湖、1557 濤沸湖、1558 雨竜沼湿原、1542 風蓮湖・春国岱、2058 大沼、1543 仏沼、1844 大山上池・下池、820 佐潟、2232 湊沼、616 片野鴨池、1545 蕪栗沼・周辺水田、1554 尾瀬、1556 宍道湖、1843 化女沼、2061 渡良瀬遊水地、2233 芳ヶ平湿地群、2060 東海丘陵湧水湿地群、1200 藤前干潟、2057 中池見湿地、2055 円山川下流域・周辺水田、1548 串本沿岸海域、2234 東よか干潟、2235 肥前鹿島干潟、2054 荒尾干潟、1547 くじゅう坊ガツル・タデ原湿原、1559 屋久島永田浜、1550 名蔵アンパル、2357 葛西海浜公園、2358 志津川湾において湿地保全のための分野横断的な協議会や委員会が設置されている。
- ・ また、各湿地の個別の協議会の他に、北海道ラムサールネットワークや釧路国際ウェットランドセンターのような複数の条約湿地を包括する広域的連携組織や、赤野井湾再生プロジェクトのような条約湿地の一部について自治体単位で分野横断的に検討する地域的組織も存在する。ゝ

5.7 For how many Ramsar Sites has an ecological character description been prepared (see Resolution X.15)?

5.7 生態学的特徴の説明を作成しているラムサール条約湿地の数はいくつか。（決議 X.15 参照）

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ E=# Sites # (数) 湿地 53

☐ X=Unknown 不明

5.7 Additional information 追加情報

For example give the name and official number of the Site or Sites.

例として、サイト名と正式な番号(ラムサール条約湿地番号)を挙げてください。

日本国内のすべてのラムサール条約湿地（53 箇所）

5.8 Resolution VI.13 urges Parties to give priority to providing the Secretariat with maps and completed Ramsar Information Sheets (RIS) for all Sites designated for the Ramsar List, and to revise this data at least every six years. If your country has not updated its RIS as required, describe the challenges in updating RIS, particularly descriptions of ecological character.

5.8 決議 VI.13 は締約国に対し、ラムサールリストに指定されたすべてのサイトの地図と完成したラムサール情報シート（RIS）を事務局に優先的に提供し、少なくとも6年ごとにこのデータを改訂するよう求めている。貴国がRISを必要に応じて請求通りに更新していない場合、RISの更新における課題、特に生態学的特徴について説明してください。

我が国においては、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、条約湿地の質をより向上させていく観点から、2030 年までにこれまでに登録された全ての湿地について最新状況を把握し、ラムサール情報票（RIS）の更新を行うことを数値目標として設定している。2023 年度においては、15 件分の RIS を事務局に提出したところだが、6 件が受理され、残り 9 件は審査中となっている。更新の課題としては、数年で交代する RIS 担当窓口（締約国及び事務局の双方）への引継、更新手続きの複雑化やそれに伴う手続きの長期化などが考えられる。また、条約湿地によっては生態調査は実施しておらず、国が実施する定点観察やモニタリングの結果のみが生態学的特徴の把握のための判断根拠となり得る。そのため、条約湿地の定性的評価がしにくい場合がある。

Target 7

Sites that are at risk of change of ecological character have threats addressed {2.6}.

[Reference to Global Biodiversity Framework Targets 3, 4 and 10]

個別目標 7

生態学的特徴の変化が懸念されるサイトにおいて、脅威が対処される。{2.6}

[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 3、4、10 を参照]。

7.1 Are mechanisms in place for the Administrative Authority to be informed of negative human-induced changes or likely changes in the ecological character of Ramsar Sites, pursuant to Article 3.2? {7.1}

7.1 人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化またはその恐れがあることについて、条約第 3 条 2 に従って管理当局に対して通達がなされる仕組みが整っているか。{7.1}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ D=Planned 計画がある

7.1 Additional information 追加情報

If “Yes”, please provide the source links or upload the source documents here describing the mechanisms established

「はい」の場合、出典リンクを提供するか、確立されたメカニズムを説明する出典文書をここにアップロードしてください。

各ラムサール条約湿地を管轄する地方環境事務所が管理当局である環境省本省野生生物課に連絡する。また、生物多様性センターは、ラムサール条約湿地に限らず、湖沼、干潟、サンゴ礁などの湿地を対象に含む調査やモニタリングを行っており、その結果については管理当局に報告している。

7.2 Have all cases of negative human-induced change or likely change in the ecological character of Ramsar Sites been reported to the Ramsar Secretariat, pursuant to Article 3.2? {7.2}

7.2 人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化またはその恐れがあるすべての事例について、条約第 3 条 2 に従って条約事務局に報告したか。{7.2}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=Some Cases 数事例

☒ O=No Negative Change 負の変化なし

7.2 Additional information 追加情報

If “Yes” or “Some cases”, please indicate for which Ramsar Sites the Administrative Authority has not made Article 3.2 reports to the Secretariat

「はい」または「数事例」と回答した場合、管理当局が条約第 3 条 2 に規定する報告を条約事務局に対して行っていない条約湿地名を明記すること。

Section 3 - Goal 3. Wisely Using All Wetlands

セクション 3 – 目標 3.すべての湿地の賢明な利用

In responding to each of these questions, Contracting Parties are encouraged to provide links, references/ upload documents where applicable and relevant.

[Reference to Sustainable Development Goals 1, 2, 5, 6, 8, 11, 12, 13, 14, 15]

これらの質問に回答する際、締約国は、該当し関連する場合、リンク、参考資料、アップロード文書を提供することが推奨される。

[持続可能な開発目標 1、2、5、6、8、11、12、13、14、15 への言及]

Target 8

National wetland inventories have been either initiated, completed or updated and disseminated and used for promoting the conservation and effective management of all wetlands [Reference to Global Biodiversity Framework Targets 1, 2, 3, 4, 6 and 21]

個別目標 8

すべての湿地の保全及び効果的な管理を推進するために、国の湿地目録が着手され、完成または更新され、公開・配布され、活用されている。[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 1、2、3、4、6 及び 21 を参照]

8.1 Does your country have a National Wetland Inventory (NWI)? {8.1}

8.1 貴国において完成した国家湿地目録があるか。{8.1}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=In Progress 進行中

☐ D=Planned 計画がある

8.1 Additional information 追加情報

For example, if “in progress” or “planned”, by when will it be completed?

例えば、「進行中」または「計画中」と回答した場合、いつまでに完了するか。

8.2 If your country has an NWI, has it been updated in the last decade [2014-2024]? {8.2}

8.2 貴国に国家湿地目録がある場合、過去 10 年間 [2014-2024]に更新したか。{8.2}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=In Progress 進行中

☐ C1=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

☐ X=Unknown 不明

☐ Y=Not Relevant 関係なし

8.2 Additional information 追加情報

- ・2001年に公表した「日本の重要湿地 500」について、湿地環境の急速な変化、特に東日本大震災の影響、人的開発行為や保全管理の不足等による湿地の劣化、地球温暖化や外来種の侵入に伴う湿地環境の変化などから、選定当時とは状況が大きく変貌していることが判明した。そのため有識者の意見等も踏まえて見直しを行い、2016年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」を「共通の選定基準」と「生物分類ごとの

基準」の二つの基準によって、「633湿地」を選定し公表した。

- ・東日本大震災（2011年）によって被災した東北地方太平洋沿岸地域において、干潟、アマモ場、藻場、海鳥繁殖地等のモニタリングを継続し、生態系に変化がないか記録している。
- ・2010年に環境省が公表したラムサール条約湿地潜在候補地（以下、「潜在候補地」という）のうち、東日本大震災（2011年）の影響を受けた7つの潜在候補地について、震災後の候補地としての資質を調査し、報告書にとりまとめた。

8.3 How often is the NWI updated?

8.3 国家湿地目録の更新頻度はどのくらいか。

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Regular intervals ≤ 6 years 定期的な間隔は6年以下

☒ B=Irregularly ≥ 7 years 非定期的な間隔は7年以上

☐ C=Not updated 更新なし

☐ X=Unknown 不明

8.3 Additional information 追加情報

8.4 Is wetland inventory data and information publicly available? {8.4}

8.4 湿地目録のデータ及び情報は公開されているか。{8.4}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

8.4 Additional information 追加情報

For example if “partially” or “planned” by when will the data/information be made public?

例えば、「一部」または「計画がある」と回答した場合、データ／情報はいつまでに公表されるか。

ウェブサイトにおいて広く一般に公開されている。

8.5 Please explain how the NWI data/information is maintained if at all? {8.3}

8.5 国家湿地目録のデータ及び情報はどのように維持されているか。

重要湿地の一部については、モニタリングサイト1000等による調査地として調査を実施し、情報収集を行っている。

8.6 Based on the information in NWI, if available, please provide the total area in square kilometres (km²) for the extent of wetlands (according to the Convention on Wetland's definition) for the year of available data and provide the relevant disaggregated information in the box below. This information will also be used to report on SDG 6, Target 6.6, Indicator 6.6.1, for which the Convention is a co-custodian. {8.6}

8.6 国家湿地目録に基づいて、入手可能なデータのある年の（ラムサール条約の定義に基づく）湿地の総面積を平方キロメートル(km²)で示し、下のボックスに集計された情報を提供すること。この情報は、ラムサール条約が共同管理者となっている持続可能な開発目標の目標6、ターゲット6.6、指標6.6.1の報告にも利用される。{8.6}

Please select only one option 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ E=# km2 # 1,551 km²

☐ X=Unknown 不明

8.6 According to the Convention's definition and classification of wetlands, the disaggregated information on wetland extent is as follows

8.6 ラムサール条約の湿地の定義と分類に従い、湿地の範囲に関する情報は以下のとおり。

Note: The minimum information that should be provided is the total area of wetlands for each of the three major categories; “marine/coastal”, “inland” and “human-made”.

If the data on inventories are partial or not complete, use the available information to fill in the form, specifying if it is partial or not complete.

Guidance on information on national wetland extent can be consulted at: <https://www.ramsar.org/document/guidanceon-information-on-national-wetland-extent>.

注：3つの主要な湿地の分類（海洋/沿岸、内陸及び人工）のそれぞれの総面積は必ず明記すること。

国の湿地面積に関する情報についてのガイダンスは、<https://www.ramsar.org/document/guidanceon-information-on-national-wetland-extent> で参照できる。

目録のデータが部分的であったり、完全でない場合は、入手可能な情報を使用して、部分的であるか、完全でないことを明記すること。

我が国のラムサール条約湿地については、2021年に1つの湿地が新しく登録された。それに伴い、ラムサール条約湿地（53カ所）の面積は1551.74km²となり、0.3%増加した（なお、湿地面積である1,551 km²については、利用可能なデータとしてラムサール条約湿地の面積を合計したものをここでは示している）。

8.6 Marine/Coastal Wetlands 海洋/沿岸域湿地

	Square kilometers (km ²) 平方キロメートル
A -- Permanent shallow ma 永久的な浅海域	
B -- Marine subtidal aquatic beds 海洋の潮下帯	
C -- Coral reefs サンゴ礁	
D -- Rocky marine shores 海域の岩礁	
E -- Sand, shingle or pebble shores 砂、礫、中礫海岸	
F -- Estuarine waters 河口域	
G -- Intertidal mud, sand or salt flats 潮間帯の泥質、砂質、塩性 干潟	
Ga -- Bivalve (shellfish) reefs 二枚貝（魚介）が形成する リーフ（礁）	
H -- Intertidal marshes 潮間帯湿地	
I -- Intertidal forested wetlands 潮間帯森林湿地	

J – Coastal brackish/saline lagoons 沿岸域汽水/塩水礁湖	
K -- Coastal freshwater lagoons 沿岸域淡水潟	
Zk(a) – Karst and other subterranean hydrological systems (海洋沿岸域) 地下カルスト及び洞窟性水系	

8.6 Marine/Coastal Wetlands total (km²) 海洋/沿岸域湿地の合計 (km²)

8.6 Inland Wetlands 内陸湿地

	Square kilometers (km ²) 平方キロメートル
L – Permanent inland 永久的内陸デルタ	
M -- Permanent rivers/streams/creeks; includes waterfalls 永久的河川、溪流、小河川；滝を含む	
N -- Seasonal/intermittent/irregular rivers/streams/creeks 季節的、断続的、不定期な河川、溪流、小河川	
O -- Permanent freshwater lakes 永久的な淡水湖沼	
P -- Seasonal/intermittent freshwater lakes 季節的、断続的淡水湖沼	
Q -- Permanent saline/brackish/alkaline lakes 永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼	
R -- Seasonal/intermittent saline/brackish/alkaline lakes and flats 季節的、断続的、塩水、汽水、アルカリ性湖沼と平底	
Sp -- Permanent saline/brackish/alkaline marshes/pools 永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり	

Ss -- Seasonal/intermittent saline/brackish/alkaline marshes/pools 季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり	
Tp -- Permanent freshwater marshes/pools 永久的淡水沼沢地、水たまり	
Ts -- Seasonal/intermittent freshwater marshes/pools on inorganic soil 季節的、断続的淡水沼沢地、水たまり	
U -- Non-forested peatland 樹林のない泥炭地	
Va -- Alpine wetlands 高山湿地	
Vt -- Tundra wetlands ツンドラ湿地	
W -- Shrub-dominated wetlands 灌木の優占する湿原	
Xf -- Freshwater, tree dominated wetlands 淡水樹林優占湿原	
Xp -- Forested peatlands 森林性泥炭地	
Y -- Freshwater springs; oases. 淡水泉、オアシス	
Zg -- Geothermal wetlands 地熱性湿地	
Zk(b) -- Karst and other subterranean hydrological systems (内陸の) 地下カルストと洞窟性水系	

8.6 Inland Wetlands total (km²) 内陸湿地の合計 (km²)

8.6 Human-made wetlands 人工湿地

	Square kilometers (km ²) 平方キロメートル
1 -- Aquaculture ponds. 水産養殖池	
2 -- Ponds 湖沼	

3 -- Irrigated land 灌漑地	
4 -- Seasonally flooded agricultural land 季節的に冠水する農地	
5 -- Salt exploitation sites 製塩場	
6 -- Water storage areas 貯水場	
7 -- Excavations 採掘現場	
8 -- Wastewater treatment areas 廃水処理区域	
9 -- Canals and drainage channels, ditches 運河、排水路、水路	
Zk(c) – Karst and other subterranean hydrological systems (人工の) カルスト及び 洞窟の水系	

8.6 Human-made wetlands total (km²) 人工湿地合計(km²)

8.7 How has the ecological character of wetlands in your country, overall, changed since COP14 ? {8.5}

8.7 COP14 以降、貴国の湿地の生態学的特徴は、全体としてどのように変化したか？ {8.5}

Ecological character is the combination of the ecosystem components, processes and benefits/services that characterize the wetland at a given point in time.

生物学的特徴とは、ある時点で湿地を特徴づける生態系の構成要素、プロセス、恩恵／生態系サービスなどを意味する。

Please select only one per square. マスにつき一つだけ選択してください。

a) Ramsar Sites ラムサール条約湿地	☐ P=Status improved 改善された ☒ O=No change 変化なし ☐ N=Status deteriorated 悪化した
b) All wetlands in your country 貴国のすべての湿地	☐ P=Status improved 改善された ☒ O=No change 変化なし ☐ N=Status deteriorated 悪化した

8.8 On a scale of 1-5 rate the change in the ecological character of wetlands in your country, overall, since last COP

8.8 前回の COP 以降、貴国の湿地の生態学的特徴について、全体的に 1～5 の尺度で評価してください。

Please select only one per square. マスにつき一つだけ選択してください。

--	--

a) Marine/coastal 海洋/沿岸	☐ 5=major improvement 大幅な改善 ☐ 4=improvement 改善 ☒ 3=no change 変化なし ☐ 2=deterioration 悪化 ☐ 1=major deterioration 大幅な悪化
b) Inland 内陸	☐ 5=major improvement 大幅な改善 ☐ 4=improvement 改善 ☒ 3=no change 変化なし ☐ 2=deterioration 悪化 ☐ 1=major deterioration 大幅な悪化
c) Human-made 人工物	☐ 5=major improvement 大幅な改善 ☐ 4=improvement 改善 ☒ 3=no change 変化なし ☐ 2=deterioration 悪化 ☐ 1=major deterioration 大幅な悪化

8.8 Additional Information 追加情報

環境省では、湖沼・湿原・二次的水域・磯・干潟・アマモ場・藻場・サンゴ礁など、我が国の湿地の一部を対象としてモニタリングを行っており、調査サイトの一部にはラムサール条約湿地も含まれている。また、関係市町村を対象にアンケート調査を行った。同モニタリングとアンケート調査の結果、一部のサイトにおいて、在来の動植物の減少及び外来種の分布の拡大、シカによる踏み荒らしや採食などの状況は見られるものの、この3年間で生態学的特徴の大きな変化は見られていない。

8.9 What are your main needs in developing or updating an NWI to support SDG Indicator 6.6.1 reporting for tracking global wetland status and trends? Please select below. {8.7}

8.9 SDG 指標 6.6.1 への報告を奨励し、世界の湿地の状態と傾向を把握するため、国家湿地目録を作成または更新する際の主なニーズは何か。以下から選択してください。{8.7}

	Yes はい
a) Access to data and data acquisition standards データへのアクセスとデータ取得標準	☐
b) Wetland delineation methods and approaches 湿地の描写方法とアプローチ	☐
c) Habitat classifications 生息地の分類	☐
d) Standardization in data	☐

interpretation methods データ解釈方法 の標準化	
e) Regulatory framework and governance structure 規制の枠組みと ガバナンス構造	☐
f) Resources 資源	☐
g) Relevant skills 関連スキル	☐
h) Data collection and mapping データ収集と地 図作成	☐
i) Collaboration 協力関係	☐
j) Others その他	☐

8.9 Additional Information 追加情報

e.g explain others as referred to in (j). 他に参考情報がある場合、（j）内にて説明してください。

8.10 Please select from the list below the main needs of your country in using NWI results to implement COP mandates, e.g. conservation and wise use of all wetlands (Resolutions X.2, XIII.12, XIII.I3, XIII.14, XIII.16, XIV.17 and Nationally Determined Contributions (NDCs)) to achieve sustainable development.

8.10 締約国会議における決定事項（例えばすべての湿地の保全と賢明な利用（決議 X.2、XIII.12、XIII.I3、XIII.14、XIII.16、XIV.17 及び「国が決定する貢献（NDCs）」）を実施するために国家湿地目録の結果を利用する際の貴国の主なニーズを以下のリストから選択してください。

	Ye s
a) Resources 資源	☐
b) Relevant skills 関連スキル	☐
c) Data systems and management データシステムと管理	☐
d) Application of NWI information for decision making (climate, biodiversity and sectoral planning/reporting) 意思決定の ための NWI 情報の活用（気候、 生物多様性、セクター別の計画 ／報告）	☐

e) Regulatory framework and governance structure 規制の枠組みと統治構造	☐
f) Data interpretation and communication データ解釈とコミュニケーション	☐
g) Collaboration 協力関係	☐
h) Others その他	☐

8.10 Additional Information 追加情報

Target 9

The wise use of wetlands is strengthened through integrated resource management at the appropriate scale, inter alia, within a river basin or along a coastal zone {1.3.}.

[Reference to Global Biodiversity Framework Targets 1, 9, 10 and 15].

個別目標 9

湿地の賢明な利用が、とりわけ河川集水域内や沿岸域に沿って、適切な規模で、統合的な資源管理を通じて強化される。
{1.3.}

[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 1、9、10 及び 15 を参照)。

9.1 Is a national wetland policy (or equivalent instrument) that promotes the wise use of wetlands in place? {9.1}

9.1 湿地の賢明な利用を推進する国家湿地政策（または相当するもの）があるか。{9.1}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=In Preparation 準備中

☐ D=Planned 計画がある

9.1 Additional information 追加情報

- ・2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけしており、その中で、ラムサール条約湿地において生息・生育する動植物の保全及びワイズユース（賢明な利用）を促進するとともに、条約湿地の質をより向上させていく観点から、これまでに登録された全ての湿地について最新状況を把握し、ラムサール情報票（RIS）の更新を行うとしている。そのため、関係省庁、地方公共団体や地域住民、NGO、専門家、地域住民、ユースなどと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、優良事例の共有、湿地に関連する環境教育を含む普及啓発活動等を推進することを掲げている。
- ・環境省では、湿地を含む森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」を立ち上げた。2016年度から2018年度には、全国10カ所の実証地域において、多様な主体によるプラットホームづくりや自立のための経済的仕組みづくりなどを実施。全国シンポジウムを開催。「地域循環共生圏の手引き」をとりまとめ公表。2019年度は、実証地域のフォローアップ調査を実施。フォローアップを踏まえ事例等追加し「地域循環共生圏の手引き」を更新。

9.2 Since COP14 have any amendments to existing legislation or policies been made to reflect commitments under the Convention on Wetlands? {9.2}

9.2 COP14 以降、ラムサール条約上の責務に対応するため、現行法や政策の改定がなされたか。{9.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☒ B=No いいえ

☐ C=In Progress 進行中

☐ D=Planned 計画がある

9.2 Additional information 追加情報

9.3 Do your country's water governance and management systems recognize wetlands as natural water infrastructure integral to water resource management at the scale of river basins? {9.3}

9.3 貴国の水に関連するガバナンスと管理システムについて、湿地を流域単位で水資源を管理する上で不可欠な水インフラとして認識しているか。{9.3}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ D=Planned 計画がある

9.3 Additional information 追加情報

- ・河川整備計画において、水資源管理に河川を含む湿地に係る事項が組み込まれている。
- ・水田周辺のかんがい用水は、周辺の水資源管理に必要不可欠な水のインフラであり、景観の形成や生態系保全にも貢献している。

9.4 Have communication, capacity building, education, participation and awareness (CEPA) expertise and tools been incorporated into catchment/river basin planning and management (see Resolution X.19)? {9.4}

9.4 CEPA（コミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発）に係る専門的知識やツールは集水域や河川流域の計画及び管理に盛り込まれているか。（決議 X.19 参照）。{9.4}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ D=Planned 計画がある

9.4 Additional information 追加情報

- ・釧路湿原をはじめとする河川、湿原、干潟等の湿地で実施されている自然再生推進法に基づき作成されたほとんどの自然再生事業実施計画には、環境教育の推進が盛り込まれている。
- ・谷津干潟、佐潟、尾瀬、藤前干潟、濤沸湖、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大沼、宮島沼、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群、荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟等において独自に策定されている管理計画に CEPA の内容が盛り込まれている。

9.5 Has your country established policies or guidelines for enhancing the role of wetlands in mitigating or adapting to climate change? {9.5}

9.5 気候変動の緩和または適応としての機能の向上に資するための政策や指針を確立したか。{9.5}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

9.5 Additional information 追加情報

- ・2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、「気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める」ことを国別目標の1つとして掲げており、その対象として湿地を含んでいる。
- ・2015年8月に閣議決定された国土形成計画において、社会資本整備や土地利用において、気温上昇の抑制等を含む自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進することが掲げられた。
- ・2021年10月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、泥炭湿地を含む湿原や土壌、沿岸域などの生態系の保全・再生を進めることにより、健全な生態系によるCO₂の吸収能力を高め、また水生植物を用いた藻場の保全・回復等のCO₂の吸収源としての可能性を追求することなどを掲げた。
- ・2021年10月に閣議決定（2023年5月に一部変更閣議決定）された気候変動適応計画において、自然生態系分野を含む各分野における気候変動適応の基本的な施策等が示された。

9.6 Has your country included wetland actions in Nationally Determined Contributions (NDCs) and other related national policies on climate change mitigation and adaptation?

9.6 貴国は、気候変動の緩和と適応に関する「国が決定する貢献（NDC）」及びその他の関連する国家政策に、湿地に関連する取組を盛り込んだか。

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

9.6 Additional Information 追加情報

- ・2021年10月に閣議決定（2023年5月に一部変更閣議決定）された気候変動適応計画において、湿地を含む淡水生態系に関する気候変動適応の基本的な施策等が示された。
- ・日本の2030年度NDCにおいて掲げたGHG削減目標（2013年度比46%削減、さらに50%の高みに向けた挑戦の継続）の裏付けとなる「地球温暖化対策計画」（2021年10月閣議決定）において、以下の取組が盛り込まれている。
 - 効果的な藻場・干潟の保全・創造対策、回復等を推進する。
 - 二酸化炭素吸収効率を高め、藻の増殖を加速する技術（藻の製造プロセス技術）及び藻の耐性を高める品種改良に係る研究開発を進め、大規模実証を実施する。
 - 多くの炭素を固定している森林、草原、炭泥湿地などの湿原や土壌、沿岸域などの生態系の保全・再生を進めることにより、健全な生態系による二酸化炭素の吸収能力を高める。

- 自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等は、防災・減災といった気候変動への適応に加え、炭素貯蔵を通じた気候変動の緩和、生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献など様々な効果が期待できることから、必要に応じて保護地域やその他の生物多様性保全に資する地域を設定することと併せて、自然を活用した解決策（NbS）の取組を推進する。
- ・我が国は、CO2 吸収・固定による気候変動緩和への貢献や生物多様性の保全など、多面的価値を有するブルーカーボンに関する取組を精力的に推進しており、気候変動の観点では、ブルーカーボン生態系による CO2 吸収・固定量を適切にカウントし、我が国の温室効果ガスインベントリに反映する取組を進めている。今年 4 月には、世界で初めて、海草藻場及び海藻藻場における吸収・固定量を合わせて算定し、国連に報告を行った。今後は、湿地・干潟についても、吸収・固定量の算定を目指して検討を進め、実現可能なものから速やかに温室効果ガスインベントリへ反映していく。

9.7 Has your country formulated policies, plans or projects to sustain and enhance the role of wetlands in supporting and maintaining viable farming systems? {9.6}

9.7 持続可能な農業システムを支え維持する湿地の役割を持続・増強させるための計画や事業を策定したか。{9.6}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある

9.7 Additional information 追加情報

- ・「みどりの食料システム戦略（2021 年 5 月策定）」において、農林水産分野の環境負荷低減と食料・農林水産業の生産力向上を両立し、持続可能な食料システムを構築することとしている。また、「農林水産省生物多様性戦略（2023 年 5 月改定）」において、水鳥をはじめとする様々な生きものの生息地として重要な湿地である水田等の生物多様性の保全について推進している。
- ・自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を実施しており、湿地（水田）の生態系に配慮した農業生産活動などの取組も支援の対象となっている。
- ・ラムサール決議X.31 履行推進のために、NPO法人が中心となり、田んぼの生物・文化多様性2030プロジェクトを策定し、地域交流会や全国集会などを継続している。
- ・「生物多様性国家戦略2023-2030」において、持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進を目標の 1 つとして掲げている。
- ・市町村の中には、湿地の生物多様性保全に配慮した農業に関する記述を含む計画や条例の策定、事業、実証実験などの実施や、取組への助成を行っているところがある。

9.8 Has research to inform wetland policies and plans been undertaken in your country on: {9.7}

9.8 湿地政策や計画の策定や改訂のため、下記の事項に係る調査・研究を行ったか。{9.7}

Please select only one per square. マスにつき、一つ選択してください。

a) agriculture-wetland interactions 農業と湿地の相互作用	☐ C=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
---	---

b) climate change 気候変動	☐ C=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
c) valuation of ecosystem services 生態系サービスの評価	☐ C=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい

9.8 Additional information 追加情報

- ・ a) に関して、農業者・市民・研究者により国内の「田んぼの生きもの調査」が継続して行われている。またNPO法人の調査により水田には5668種の生きものが見つかったことが公表されている。更に、NGO等を中心に韓国での調査結果との情報共有がなされている。加えて、2014年度の環境省による国内の湿原及び干潟が有する経済的な価値の評価によって、水田を利用する渡り鳥や希少種が生息する蕪栗沼・周辺水田（マガン）・佐渡（トキ）・円山川下流域・周辺水田（コウノトリ）などにおいて水田を中心とした農業と湿地に関する知見が集積された。
- ・ b) に関して、2020年の環境省による「モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査 2004-2017 年度 とりまとめ 報告書」では、マガンやハクチョウ類の越冬の分布、飛来時期と渡去時期の変化の要因の1つとして、気候変動の影響が考察されている。
- ・ b) に関して、気候変動等をはじめとした災害リスクの高まりを含めた多様な課題に対応するため、環境省のもつ競争的研究資金である環境研究総合推進費や府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより科学技術イノベーション実現のための国家プロジェクトである戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）を活用して、生態系を活用した防災・減災及びグリーンインフラに関する研究が大学等の研究機関によって実施されている。
- ・ b) に関して、2017年から2019年にかけて実施した「地域適応コンソーシアム事業」において、湿地のEco-DRR機能の評価、及び湿地の生態系等への気候変動影響等の調査を行った。
- ・ c) に関して、2014年度に、環境省において国内の湿原及び干潟が有する一部の価値の経済的な評価を行い、試算結果を公表した。また、2021年に環境省において、湿地の生態系サービスの評価を含む「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 (Japan Biodiversity Outlook 3)」をとりまとめた。さらに環境省のもつ競争的研究資金である環境研究総合推進費を活用して、湿地保全・再生に向けた生物多様性や生態系サービス等の多面的価値を評価するための評価軸の開発等を進めている。
- ・ a) b) c) に関して、ラムサール条約湿地に関係する都道府県・市町村・NGOによる調査研究も行われている。

9.9 Has your country made efforts to conserve and wisely use urban and peri-urban wetlands in line with Resolutions XI.11 and XIV.10? {9.8}

9.9 貴国は、決議 XI.11 及び XIV.10 に基づき、都市部及び都市周辺部の湿地を保全し、賢く利用するための努力をしたか。 {9.8}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

9.9 Additional information 追加情報

- ・ 2002年7月に閣議決定された「都市再生基本方針」において、緑地や水辺の保全、再生、創出等による生物多様性の保全、良好な大気・土壌環境の保全、都市内の水資源の循環利用の促進、下水処理技術の向上等による良好な水環境の保全等により、都市から発生する環境負荷の低減及び自然との共生の推進を規定している。

9.10 Has your country made efforts to conserve small wetlands in line with Resolution XIII.21 and XIII.15?
{9.9}

9.10 貴国では、決議 XIII.21 に基づき、小規模の湿地の保全に関する取組を実施したか。{9.9}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

9.10 Additional information 追加情報

- ・ラムサール条約湿地の東海丘陵湧水湿地群、大山上池・下池、屋久島永田浜などにおいて、草刈り、調査、湿地学習モデル校等による保全活動、湿地資源のワイズユース、湿地特有の植物の観察会の開催など普及啓発の取組が実施されている。
- ・ラムサール条約湿地以外のいくつかの小さな湿地でも、自治体に加え、地域住民や市民団体、学校などが中心となって調査及び保全活動を行っている。

Target 10

The traditional knowledge innovations and practices of indigenous peoples and local communities relevant for the wise use of wetlands and their customary use of wetland resources, are documented, respected, subject to national legislation and relevant international obligations and fully integrated and reflected in the implementation of the Convention with a full and effective participation of indigenous and local communities at all relevant levels.

[Reference to Global Biodiversity Framework Target 22]

個別目標 10

湿地の賢明な利用及び湿地資源の慣習的利用に関連する先住民族及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行が、国内法及び関連する国際的義務に従って記録され、尊重され、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加の下に、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施において完全に組み入れられ、反映される。

[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 22 を参照]。

10.1 Do you have national legislation or equivalent on indigenous and local communities at all relevant levels in wetland management, and/or Site management?

湿地の管理及び/またはラムサール条約湿地の管理において、先住民族及び地域社会に関する国内法またはそれに相当する法律があるか。

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☒ B=No いいえ

☐ C=In preparation 準備中

☐ C1= Partially 一部

☐ D= Planned 計画がある

☐ X= Unknown 不明

☐ Y=Not relevant 関係なし

10.1 Additional Information 追加情報

10.2 If the answer to question 10.1 is “yes”, have the guiding principles for considering the cultural values of wetlands including traditional knowledge for the effective management of Sites (Resolution VIII.19) been used?

10.2 質問 10.1 の答えが「はい」の場合、ラムサール条約湿地の効果的な管理のために伝統的知識を含む湿地の文化的価値を考慮するための指導原則（決議 VIII.19）は活用されたか。

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=In preparation 準備中
☐ C1= Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある
☐ X=Unknown 不明
☐ Y=Not relevant 関係なし

10.2 Additional Information 追加情報

10.3 Have case studies on the participation of indigenous people in projects or successful experiences on cultural aspects of wetlands been compiled? (Resolutions VIII.19 and IX.21) {10.1}

10.3 事業への先住民族による参画に関する事例研究、または湿地の文化的側面に関する成功例は取りまとめられてきたか。（決議 VIII.19 及び IX.21） {10.1}.

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=In Preparation 準備中
☐ D=Planned 計画がある

10.3 Additional information 追加情報

- ・日本国際湿地保全連合において、湿地の文化のナショナルインベントリー作成が進められ、150を超える事例が集められた。日本を含む東アジアの55の事例について小冊子「湿地の文化と技術 東アジア編～受け継がれた地域の技と知識と智慧～」が作成されている。
- ・自然環境の保全と両立する利活用を推進し、魅力的な地域づくりを継続的に実践するための拠点として「渡良瀬遊水地エコネット拠点100選」を渡良瀬遊水地周辺の6市4町が連携して選定した。
- ・ラムサール条約湿地においては、関係する都道府県・市町村・民間組織によって、湿地と地域の伝統文化や暮らし、湿地に関する技術など、以下の情報を収集して取りまとめ、パンフレットや施設、ウェブサイト、デジタル博物館、教材、DVD等による解説紹介を行っている。
 - 湿地にまつわる食
 - 湿地に関する歴史や湿地のなりたち（地域学）、治水における知見
 - 伝統漁法・猟法や漁具など：ホッカイシマエビやウナギ、シジミ等の伝統漁法、氷下待網漁、ノリ養殖、坂網猟、打瀬舟、作業唄
 - 湿地周辺の集落の文化的景観調査
 - 地域内の神社等が果たす湿地保全に関する役割、湿地に関連した祭事
 - 湿地内や湿地に隣接する遺跡
 - 湿地にまつわる伝説
 - 過去行われていた利活用技術、湿地に関する過去の写真

10.4 Have the guidelines for establishing and strengthening local communities' and indigenous people's participation in the management of wetlands been applied? (Resolution VII. 8) {10.2}

10.4 湿地の管理に、地域社会及び先住民の人々の参画を確立させ、高めるための指針は適用されてきたか。（決議 VII. 8） {10.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=In preparation 準備中
☐ D=Planned 計画がある

10.4 Additional information 追加情報

If “yes” please list national legislation/policies and actions that consider the needs and participation of indigenous and local communities in wetland management at all relevant levels.

「はい」と回答した場合、すべての関連レベルにおいて、湿地管理における先住民族及び地域社会のニーズと参画を考慮した国の法律／政策及び行動を一覧にすること。

- a) ラムサール条約推進国内連絡会議の構成員には条約湿地関係地方自治体代表者が含まれている。
b) 我が国の湿地は人里近くに位置することが多いため、地域の人々が湿地の管理に参加する例が多く見られる。
また、湿地の保全活動やワイズユース、管理などの方針の策定過程において、地域の人々や利害関係者の参加の機会を設けている協議会や市町村が数多くある。
c) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地では、市民ボランティアを受け入れたり、市民向け参加型イベントやガイド養成講座を開催したりするなど、必要な知識や経験を備えた湿地センターやNGOの関与や支援がある。

10.5 Have traditional knowledge and management practices relevant to the wise use of wetlands been documented and their application encouraged {10.3}

10.5 湿地の賢明な利用に関係のある伝統的な知識及び管理慣行は記録され、それらの有用性は奨励されてきたか。{10.3}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=In Preparation 準備中
☐ D=Planned 計画がある

10.5 Additional information 追加情報

- ・パンフレットや冊子等の印刷物、イベント等によって、湿地の賢明な利用に関係する伝統的な漁業や農業、狩猟、管理技術等が記録され、広く紹介されている。
- ・例えば、ラムサール条約湿地に関係する都道府県・市町村・民間組織によって、湿地と地域の伝統文化や暮らし、技術に関する情報の収集と取りまとめ、パンフレットや施設、ウェブサイト、教材、DVD 等による解説紹介が行われている。

Target 11

Wetland functions, services and benefits are widely demonstrated, documented and disseminated. {1.4.} [Reference to Global Biodiversity Framework Targets 11, 12 and 13]

個別目標 11

湿地の機能、サービス及び恩恵が広く証明され、記録され、普及される。{1.4.} [昆明・モンリオール生物多様性枠組の目標 11、12、13 を参照]

11.1 Has an assessment been made of the ecosystem benefits/services provided by Ramsar Sites and other wetlands? {11.1}

11.1 ラムサール条約湿地及びその他の湿地が提供する生態系の恩恵／サービスの評価が行われたか。{11.1}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい

- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=In Preparation 準備中
- ☒ C1=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

11.1 Additional information 追加情報

If “yes” or “partially”, please indicate how many Ramsar Sites and their names

「はい」または「一部」と回答した場合、ラムサール条約湿地の数と名称を記入すること。

- ・わが国では、2013年に、国内の湿地のうち湿原及び干潟が有する経済的な価値を評価し、その結果をホームページ等で公開している。近年では、湿地を含む生態系サービスへの理解をさらに促進するため、次のような取組を行っている。
- ・「地域適応コンソーシアム事業」の中で、気候変動による湿地の生態系等への影響を調査し適応策を検討した。その成果は、成果集や報告書としてとりまとめ、（気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて）公表した。
- ・環境省が必要とする研究開発テーマを提示して公募を行い、採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である環境研究総合推進費において、生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発等を公募の対象に含めている。
- ・企業による生物多様性保全活動がどのような生態系サービスに関連し、社会にどのような影響を与えているかを把握するツールとして「企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書（試行版）」を作成した（2019年）。
- ・2021年に環境省において、湿地の生態系サービスの評価を含む「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (Japan Biodiversity Outlook 3)」をとりまとめた。

11.2 Since COP14, have wetland programmes or projects that contribute to food and water security and hence poverty alleviation been implemented? {11.2}

11.2 COP14以降、食料と水の安全保障、ひいては貧困緩和に貢献する湿地に係るプログラムまたは事業が実施されたか。{11.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☒ Y=Not Relevant 関係なし

11.2 Additional information 追加情報

11.3 Since COP14 have wetland programmes or projects that contribute to other benefits for human wellbeing been implemented?

11.3 COP14以降、人類の福祉のために他の恩恵に貢献する湿地のプログラムや事業が実施されてきたか。

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
- ☒ B=No いいえ

- ☐ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

11.3 Additional Information 追加情報

11.4 Have socio-economic values of wetlands been included in the management planning for Ramsar Sites and other wetlands? {11.3}

11.4 湿地の社会経済学的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。{11.3}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

11.4 Additional information 追加情報

If “yes” or “partially”, please indicate, if known, how many Ramsar Sites and their names.

「はい」または「一部」と回答した場合、わかるようであれば、該当するラムサール条約湿地の数及び名称を記載すること。

- ・ラムサール条約湿地の管理に関する都道府県や市町村が独自に策定している管理計画の中に、湿地の社会経済学的価値に関する内容が含まれているものもある。
- ・釧路湿原や三方五湖、中海等の自然再生全体構想に記述されている。

11.5 Have cultural values of wetlands been included in the management planning for Ramsar Sites and other wetlands in general? {11.4}

11.5 湿地の文化的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。{11.4}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

11.5 Additional information 追加情報

- ・釧路湿原や三方五湖、中海等の自然再生全体構想に記述されている。
- ・湿地のうち史跡・名勝・天然記念物に指定されているものや、重要文化的景観のうち棚田・水辺・河川流域等が選定範囲に含まれているものについては、保存活用計画等の中で記述されている。
- ・ラムサール条約湿地の管理に関する都道府県や市町村が独自に策定している管理計画の中に、湿地の文化的価値に関する内容が含まれているものもある。

Target 12

Restoration is in progress in degraded wetlands, with priority to wetlands that are relevant for biodiversity conservation, disaster risk reduction, livelihoods and/or climate change mitigation and adaptation. [Reference Global Biodiversity Framework Targets 2, 8 and 11]

個別目標 12

特に生物多様性保全、防災、人間の暮らし及び/または気候変動の緩和と適応に関連する湿地について、湿地が劣化している場合は、その再生が進行する。[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 2、8、11 を参照]

12.1 Have national wetland restoration targets been established?

12.1 国の湿地再生目標は設定されているか。

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☒ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not relevant 関係なし

12.1 Additional Information 追加情報

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、国による自然再生事業や生態系維持回復事業等の着実な実施を通じて、野生鳥獣や外来種による被害を受けた自然植生や、開発や管理放棄等による生息地の消滅など影響を受けた生態系など、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進することとしている。

12.2 Have priority sites for wetland restoration been identified? {12.1}

12.2 優先的に再生を進めるべき湿地は、特定されたか。{12.1}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☒ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

12.2 Additional information 追加情報

If “yes”, please provide a list of sites, specifying wetland types.
「はい」の場合、湿地の種類を明記し、場所のリストを提供してください。

我が国では、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然再生を優先すべき湿地を特定し、取組を進めている。

12.3 Since COP14 have wetland restoration/rehabilitation programmes, plans or projects been implemented?

12.3 COP14 以降、湿地の再生/回復プログラム、計画または事業は実施されたか。{12.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

12.3 If applicable provide information on the extent of restored wetland area and types since last COP, in square kilometres.
12.3 該当する場合、前回の COP 以降に再生した湿地の面積と種類に関する情報を平方キロメートル単位で提供すること。

	Restoration planned m2 or km2 再生が計画されている湿地の面積 m2/km2	Under restoration 再生途中の面積	Total Restored 再生された面積
--	--	------------------------------	------------------------------

Marine/Coastal 海洋/沿岸	0	0	0
Inland 内陸	0	201.35	0
Human-made 人工	0	0	0

12.3 Additional information 追加情報

Explain/clarify the data/statistics presented in the table above.

上の表に示されたデータ／統計を記入し、説明／明らかにする。

- ・国内では、河川整備計画に基づいて河川環境の保全・創出の取組を推進している。
- ・土砂の掘削や、水草等植生の再生、緩衝帯の設置、鳥類繁殖環境の整備、外来種の駆除、清掃活動等の湿地の再生事業を行っている地域が多くある。
- ・漫湖や石西礁湖では、これまでに実施した湿地の回復事業の効果を検証するために、干潟環境の回復状況調査やモニタリング等を実施している。
- ・ラムサール条約湿地ではないが、周辺の土地を買収し、湿地エリアを拡大した湿地もある。

12.4 Have the Guidelines for Global Action on Peatlands (Resolution VIII.1) and Resolution XII.11 on Peatlands, climate change and wise use: Implications for the Ramsar Convention been implemented? {12.3}

12.4 決議 VIII.1 「泥炭地に関する地球的行动のためのガイドライン」及び決議 XII.11 「泥炭地、気候変動及びワイズユース：ラムサール条約における解釈は履行されたか。{12.3} 訳修正

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☒ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not relevant 関係なし

12.4 Additional Information 追加情報

If “yes” or “partially”, please indicate the progress in implementation.

「はい」または「一部」の場合、実施の進捗について記載すること。

いくつかのラムサール条約湿地においては、特にガイドラインを利用したものではないが、泥炭地に関する普及啓発活動や賢明な利用等が行われている。

Target 13

Enhanced sustainability of key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture and fisheries when they affect wetlands, contributing to biodiversity conservation and human livelihoods. [Reference to Global Biodiversity Framework Targets 10 and 14]

個別目標 13

水、エネルギー、鉱業、農業、観光、都市整備、インフラ、工業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターが湿地に影響を及ぼす場合に、それらの持続可能性が強化され、生物多様性保全と人間の暮らしに寄与する。[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 10 と 14 を参照。]

13.1 Have actions been taken to enhance sustainability of wetlands when they are affected by key sectors including.

13.1 湿地が以下の主要セクターの影響を受けている場合、湿地の持続可能性を高めるための措置が取られたか。

Please select only one per square. マスにつき、一つ選択してください。

a) Energy エネルギー	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
b) Mining 採掘	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
c) Agriculture 農業	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
d) Tourism 観光	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
e) Urban development 都市整備	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
f) Infrastructure インフラ	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
g) Industry 工業	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
h) Forestry 林業	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
i) Aquaculture 水産養殖	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
j) Fisheries 漁業	☐ D=Planned 計画がある ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい

13.1 Additional Information 追加情報

- a) 一定規模を超える発電所の新規増設にあたっては、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全といった環境保全について、近接する湿地への影響も含めて適正な配慮がなされることを確保するため、事業者により事前に環境影響評価が行われている。
- b) 事業者は各種法令で定められた公園等の保護及び鉱害防止に必要な措置を講じるようになっており、環境への配慮が行われている。

- c) 「みどりの食料システム戦略（2021年5月策定）」において、農林水産分野の環境負荷低減と食料・農林水産業の生産力向上を両立し、持続可能な食料システムを構築することとしている。また「農林水産省生物多様性戦略（2023年3月改定）」において、水鳥をはじめとする様々な生きものの生息地として重要な湿地である水田等の生物多様性の保全について推進している。
- d) 森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等の自然環境について、国内外から観光旅行者を呼び込む重要な観光資源でもあることから、その保全と適正な利用を図ることとしている。
- e) 湿地の管理に関係する地方公共団体では、都市整備の事業を実施する際に、湿地への影響が懸念される場合は、それを軽減するような措置をとっているところもある。
- f) 湿地の管理に関係する地方公共団体では、インフラの事業を実施する際に、湿地への影響が懸念される場合は、それを軽減するような措置をとっているところもある。
- g) 環境基本法に基づき、事業者はその事業活動の実施に当たって、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有している。
- h) 森林・林業基本計画において、希少な生物が生育・生息する森林等の保全管理を推進することは、生物多様性を保全していく上で重要であると規定している。また、全国森林計画において、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することを規定している。国有林野の管理経営に関する基本計画において、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林については、厳格な保護・管理を行う保護林に設定すること等を規定しており、保護林にはこれらと一体的に保護・管理すべき湿地等が含まれている。また、保安林制度により、森林陰影の投影、養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける「魚つき保安林」を指定している。
- i) 水産基本計画において、藻場・干潟などの保全・創造の推進、河川等における水産動植物の生息・生育・繁殖環境の保全及び創出の推進について規定している。
- j) 水産基本計画において、藻場・干潟などの保全・創造の推進、河川等における水産動植物の生息・生育・繁殖環境の保全及び創出の推進について規定している。

13.2 Are Strategic Environmental Assessment practices applied when reviewing policies, programmes and plans that may impact wetlands? {13.1}

13.2 湿地に影響を及ぼし得る政策、プログラム及び計画を見直す際に、戦略的環境影響評価手法は適用されているか。
{13.1}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

13.2 Additional information 追加情報

2013年4月から、環境影響評価法の改正に伴い、環境影響評価法の対象となる事業については、事業の位置・規

模等の計画段階から環境配慮を検討することが求められている。

また、「戦略的アセスメント」の趣旨の一つである、事業計画の早期段階での地域とのコミュニケーションの促進のため、2022年4月から、地球温暖化対策推進法における地域脱炭素化促進事業制度において、自治体が再エネ促進区域を設定するに当たり、地域住民等と合意形成を図りながら進めることとされている。

13.3 Is there a legal requirement in your country to conduct environmental impact assessments for development projects (such as new buildings, new roads, extractive industry) from key sectors (e.g., water, energy, mining and agriculture) that may impact wetlands? {13.2}
13.3 貴国では、湿地に影響を及ぼし得る主要セクター（水、エネルギー、採掘、農業など）による開発事業（建造物や道路の新設、資源採掘産業等）について、環境影響評価を実施する法的要件があるか。{13.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=Some Cases 数事例

13.3 Additional information 追加情報

一定規模を超える発電所や公共施設等の新增設に当たっては、近接する湿地への影響を含めて、事業者により事前に環境影響評価が行われている。

Section 3 - Goal 4. Enhancing implementation

セクション 3 - 目標 4. 実施強化

In responding to each of these questions, Contracting Parties are encouraged to provide links, references/ upload documents where applicable and relevant.

[Reference to Sustainable Development Goals 1, 2, 6, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 17]

これらの質問に回答する際、締約国は、該当し関連する場合、リンク、参考資料、文書をアップロード（提供）することが推奨される。

[持続可能な開発目標 1、2、6、9、10、11、13、14、15、17 への言及]。

Target 15

Ramsar Regional Initiatives with the active involvement and support of the Parties in each region are reinforced and developed into effective tools to assist in the full implementation of the Convention.

個別目標 15

各地域において、締約国の積極的関与と支援を受けたラムサール地域イニシアティブが、ラムサール条約の十分な実施の助けとなる効果的なツールとして強化・発展される。

15.1 Has your country been part of the development and implementation of a Ramsar Regional Initiative?? {15.1}

15.1 貴国は、ラムサール地域イニシアティブの策定と実施に参加したか。{15.1}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ D=Planned 計画がある

15.1 Additional information 追加情報

If “yes”, please list the Ramsar Regional Initiatives in which your country is actively involved.

「はい」と回答した場合、貴国が積極的に関与しているラムサール地域イニシアティブを挙げること。

- ・東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）及びラムサール条約東アジア地域センター（RRC-EA）に参加し、その実施を推進している。2015年よりEAAFPの財政小委員会に参加し、2017年度より拠出金を支払っている。また、2019年より、RRC-EAの運営委員となっている。
- ・2016年には中央アジア5カ国のRRIの立ち上げに関するワークショップへの任意拠出による支援を実施し、2017年にも中央アジアRRIへの資金援助を行っている。
- ・地域イニシアティブに準ずるものと考えられるアジア湿地シンポジウム（決議IX.19）の実施を推進している。

15.2 Has your country supported or participated in the development of other regional (i.e., covering more than one country) wetland training and research centres? {15.2}

15.2 他の地域的な（1カ国より多くの国をカバーするもの）湿地研修・研究センターの発展に関して支援または参画したか。{15.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ D=Planned 計画がある

15.2 Additional information 追加情報

If “yes”, please indicate the name(s) of the centre(s).

「はい」と回答した場合、センターの名称を記入すること。

釧路国際ウェットランドセンターは、JICAの研修事業を受託し、途上国の行政官向けに以下2つの本邦研修を実施した。

- ・「湿地生態系における自然を活用した社会課題の解決（ネイチャーポジティブな社会の実現に向けて）」
釧路湿原を中心として湿地生態系のもたらす便益に着目し、自然災害の防災・減災、水の安全保障、生態系保全、気候変動対策等のNbS事例を学び、途上国の行政官が自国で社会課題の解決策を計画する能力向上を図る研修を実施した。（2024年度参加予定国：コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア、パナマ、メキシコ）
- ・「自然環境行政官向けのエコツーリズムの研修」
自然保護区やその周辺における、自然環境（湿地）を賢明に利用する（ワイズユース）の一手段であるエコツーリズムを含む保全計画や事業計画の推進、または立案するために必要とされる能力強化を目的とした研修を実施した。（2024年度参加国：アルバニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、フィジー、ガボン、インド、東ティモール、ベトナム）

Target 16

Wetlands conservation and wise use are mainstreamed through communication, capacity development, education, participation and awareness.

[Reference to Global Biodiversity Framework Target 21].

個別目標 16

湿地の保全及び賢明な利用が、コミュニケーション、能力養成、教育、参加及び普及啓発を通じて、主流化される。
[昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット 21 を参照]

16.1 Has an action plan (or plans) for wetland CEPA been established? {16.1}

16.1 湿地のCEPAのための行動計画（または計画）は確立しているか。{16.1}

Even if no CEPA plans have been developed, if broad CEPA objectives for CEPA actions have been established, please indicate this in the Additional information section below

CEPA 計画が策定されていない場合であっても、CEPA 活動のための大まかな CEPA 目標が設定されている場合は、下記の「追加情報」の欄にその旨を記入すること。

Please select only one per square. マスにつき、一つ選んでください。

a) At the national level 国家レベル	☐ D=Planned 計画がある ☐ C=In Progress 進行中 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
b) Sub-national level 地方レベル	☐ D=Planned 計画がある ☒ C=In Progress 進行中 ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい
c) Catchment/basin level 集水域／流域レベル	☐ D=Planned 計画がある ☒ C=In Progress 進行中 ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい
d) Local/site level 地域／個々の湿地レベル	☐ D=Planned 計画がある ☒ C=In Progress 進行中 ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい

16.1 Additional information 追加情報

If “yes” or “in progress” to one or more of the four categories above.

上記 4 つの問のうち 1 つ以上「はい」または「進行中」と回答をした場合、その各々につき仕組みや責任者が誰であることを記載するとともに CEPA NFP の関与があるかどうかを特定すること。

- ・ a) に関して、2023 年 3 月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」の中の関連記載が相当する。当該記載には、政府の CEPA NFP（環境省）の関与が明記されている。
- ・ b) に関して、各自治体において策定された「生物多様性地域戦略」等の中に関連記載がなされている場合がある。
- ・ c) に関して、釧路湿原自然再生協議会の再生普及小委員会で作成された「釧路湿原自然再生普及行動計画」が相当する。また、新潟市（新潟県）や鹿島市（佐賀県）では、河川などの集水域の計画や管理に CEPA に関する知識やツールが組み込まれている。
- ・ d) に関して、各々の自然再生協議会において作成された「上サロベツ自然再生普及行動計画」、「石西礁湖自然再生全体構想」、「中海自然再生全体構想」、「伊豆沼内沼自然再生全体構想第 2 期」及び「三方五湖自然再生全体構想」中の関連記載が相当する。また、阿寒湖、伊豆沼・内沼、谷津干潟、佐潟、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大山上池・下池、渡良瀬遊水地、中池見湿地、琵琶湖、円山川下流域・周辺水田、荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟、漫湖などでは、管理を行う都道府県や市町村等によって CEPA の内容を含む保全・活用等の計画やルール等が策定されている。

16.2 How many centres (visitor centres, interpretation centres, education centres) that focus on wetlands have been established? {16.2}

16.2 湿地に焦点を当てたセンター（ビジターセンター/インタープリテーションセンター/教育センター）はいくつ設置されているか。{16.2}

a) at Ramsar Sites ラムサール条約湿地内

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ E=# centres 83 センター

- ☐ F=Fewer than # #より少ない
☐ G=More than # #より多い
☐ X=Unknown 不明
☐ Y=Not Relevant 関係なし

b) at other wetlands 上記以外の湿地内

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ E=# centres #センター
☐ F=Fewer than # #より少ない
☐ G=More than # #より多い
☒ X=Unknown 不明
☐ Y=Not Relevant 関係なし

16.2 Additional information 追加情報

16.3 Does the Contracting Party {16.3} 締約国は

Please select only one per square. 一マスにつき、一つ選んでください。

a) ensure stakeholder participation in decision-making on wetland planning and management a)湿地の計画及び管理に関し、その意思決定に利害関係者の参加を確保しているか。	☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
b) specifically involve local stakeholders in the selection of new Ramsar Sites and in Ramsar Site management? b)特に新規のラムサール条約湿地の選定やラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者を関与させているか。	☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい

16.3 Additional information 追加情報

- a) 我が国では、ラムサール条約推進協議会、管理運営協議会、保全・利活用協議会など、地元の利害関係者などによる組織を設置し、協働で湿地の管理運営を行っているところが多くある。例えば、湿地の管理を行う市町村の中には、湿地の保全活動やワイズユース、管理などの方針の策定過程において、地域の人々や利害関係者の参加の機会を設けているところが多くある。
- b) 我が国では、「地元の賛意」を登録の要件の1つとしている。そのため、登録の際は、地元自治体等による地域の利害関係者への説明会や、環境省による利害関係者を対象とした保護区指定に関する公聴会などが実施されている。

16.4 Do you have an operational cross-sectoral national Ramsar/wetlands committee? {16.4}

16.4 国内でラムサール条約湿地または湿地に係る分野横断的な委員会が運営されているか。{16.4}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい

- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

16.4 Additional information 追加情報

ラムサール条約推進国内連絡会議が相当する。関係省庁（環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、経済産業省）、関係地方自治体及び日本国際湿地保全連合（NGOのCEPA窓口）の各代表者を構成員としており、第14回締約国会議以降、2回開催している。ラムサール条約の実施に係る情報交換を目的としている。

16.5 Do you have an operational cross-sectoral body equivalent to a national Ramsar/wetlands committee? {16.5}

16.5 国内でラムサール条約湿地または湿地に係る分野横断的な委員会と同等の機関が運営されているか。{16.5}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

16.5 Additional information 追加情報

- ・ラムサール条約湿地の管理に関係する市区町村によって「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」が開催されている。関係市区町村の担当課が構成員であり、2024年時点で、71の市区町村が会員となっている。第14回締約国会議以降、会議は2回開催されており、ラムサール条約湿地の管理や湿地に関連する環境教育に関する情報共有、意見交換、現地視察等を行っている。
- ・東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）国内連絡会議や北海道内の全13箇所のラムサール条約登録湿地に関係する施設機関・団体が加入する「北海道ラムサールネットワーク」、さらには広域のネットワークとして、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進協議会、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会、ワイズユース・中部ネットワーク会議、コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム、有明海ラムサール条約湿地連携会議などもある。加えて、日本で初めてラムサール条約湿地自治体認証を受けた新潟市や出水市は、世界湿地都市ネットワークにも参加している。

16.6 Are other communication mechanisms (apart from a national committee) in place to share the Convention's implementation guidelines and other information between the Administrative Authority and: {16.6}

16.6 条約の実施のための指針やその他の情報を共有するため、条約の管理当局と下記の機関との間に、その他の意思疎通の仕組み（国内委員会以外）が構築されているか。{16.6}

Please select only one per square. 一マスにつき、一つ選んでください。

a) Ramsar Site managers ラムサール条約の湿地管理者	☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい

b) other MEA national focal point その他の多国間環境協定の政府窓口	☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい
c) other ministries, departments and agencies その他の省庁、部署、機関	☐ D=Planned 計画がある ☐ C=Partially 一部 ☐ B=No いいえ ☒ A=Yes はい

16.6 Additional information 追加情報

- a) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の窓口を通じてラムサール条約湿地を有する市町村担当者との情報共有を行っている。また、同会議の会員以外の市町村とも、現場の環境省の事務所を通じて適宜情報共有を行っている。
- b) 外交当局であり多国間環境協定全般の中央連絡先となっている外務省と適宜情報を共有しているほか、必要に応じて協議・調整を行っている。
- c) ラムサール条約関係省庁連絡会議を設置し、当該会議を通じて情報共有を行っている。また、水田決議（X.31）に基づく取組の推進のため、環境省、農林水産省、国土交通省及びNGOでは、2か月に1回程度意見交換を行っている。

16.7 Has your country organized any Convention on Wetlands-branded World Wetlands Day events, whether led by government or NGOs, since COP14? {16.7}

16.7 COP14 以降、ラムサール条約の世界湿地の日に関する活動が、政府または NGO の主導により実施されたか。{16.7}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ

16.7 Additional information 追加情報

行政機関や民間団体、拠点施設等が世界湿地の日に合わせてイベント等を実施している。

16.8 Did your country undertake any campaigns, programmes or projects to raise awareness about the importance of wetlands to people and wildlife during the World Wetlands Days since COP14? {16.8}

16.8 COP14 以降の世界湿地の日、人間や野生生物にとっての湿地の重要性について普及啓発するため、キャンペーン、プログラムまたは事業を実施したか。{16.8}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ

16.8 Additional information 追加情報

- ・世界湿地の日にあわせて、ラムサール条約湿地を有する多くの自治体が、湿地に関する科学的情報、湿地保全の重要性を紹介したり、課題について意見交換などを行う講演会やシンポジウムなどを開催している。
- ・行政機関や民間団体、拠点施設、地域グループ、ボランティアグループ等が、湿地や湿地の生き物の魅力を伝える自然観察会、登録記念イベント、漁や食文化に関するイベント、湿地の重要性や面白さを学ぶ環境教育プログラム、清掃活動、湿地の恵みの物産展等の実施、ニュースレターの発行、湿地を守るためのマナーやルール呼びかけなどを行っている。

- ・ラムサール条約湿地葛西海浜公園を有する東京都の企画で、いくつかの条約湿地が参加し、都内の特に人の往来の多い駅で条約湿地に関する展示及び湿地の恵みの物産展を行った。
- ・2010年から毎年、生物多様性の日（5月22日）の周辺に、日本各地の自治体やNGO等の団体が自然観察会/学習会/シンポジウムなどのイベントを開催している。これらのイベントを開催する団体は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」の達成に向け2021年11月に設立した「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」に参加している。

16.9 Has information about your country's wetlands and/or Ramsar Sites and their status been made public (e.g., through publications or a website)? {18.5}

16.9 貴国の湿地及び/またはラムサール条約湿地、並びにそれらの湿地の現状に係る情報は公開されているか。（例 出版物、ウェブサイトを媒体として）{18.5}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
- ☐ B=No いいえ
- ☐ C=Partially 一部
- ☐ D=Planned 計画がある

16.9 Additional Information 追加情報

- ・『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』の情報を環境省が運営するホームページにおいて、一般公開している。
- ・サンゴ礁生態系保全について、取組状況や行動計画等を環境省が運営するホームページにおいて、一般公開している。
- ・また、湿地に関する情報を含むモニタリングサイト1000及び自然環境保全基礎調査等の結果については『生物多様性情報システム（J-IBIS）』において一般公開している。
- ・ラムサール条約湿地の情報については、パンフレット並びに環境省及びスマートフォン対応にリニューアルしたラムサール条約登録湿地関係市町村会議のウェブサイト上で一般公開している。
- ・釧路湿原、サロベツ原野、伊豆沼・内沼及び中海等の湿地において実施されている自然再生推進法に基づく自然再生事業等の取組に係る情報はパンフレットや環境省の自然再生ウェブサイトにおいて掲載され、公開されている。
- ・日本国際湿地保全連合の公式ホームページにおいて、湿地の概説や、湿地に関連するイベントの案内等が行われている。
- ・湿地管理に携わる各自治体や保全活動等を行うNGO等が、ホームページや広報誌、パンフレット、SNS等において湿地の紹介を行っている。

Target 17

Financial and other resources for effectively implementing the Convention's fourth Strategic Plan 2016 – 2024 from all sources are made available.

[Reference to Global Biodiversity Framework Target 19]

個別目標 17

第4次戦略計画 2016-2024 を効果的に実施するため、様々なソースからの資金及びその他の資源が利用可能になる。

[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 19 への言及]

17.1 [For Contracting Parties with a development assistance agency (“donor countries”)] Since COP14, has the agency provided funding to support wetland conservation and management efforts in other countries? {17.3}

17.1 [開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）の場合] COP14以降、他国の湿地保全及び管理の努力を支援するために、当該開発援助機関より資金拠出を行ったか。

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ Z=Not Applicable 該当なし

17.1 Additional information 追加情報

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、主に技術協力の形態で開発途上地域での資金拠出を行っている。アルバニア、モリシヤス、ペルー、ミャンマー、インド、中米地域にて湿地保全プロジェクトを実施。コンゴ民主共和国やバングラデシュにおいても、案件形成や計画策定を行っている。また、開発途上国の行政官向けに、Eco-DRRや生物多様性保全、エコツーリズム等の観点から日本国内の湿地管理について学び、自国の湿地管理計画策定にかかる能力向上を目指す研修を複数実施している。

17.2 [For Contracting Parties with a development assistance agency (“donor countries”)] Have environmental safeguards and assessments been included in development proposals proposed the development of projects by the agency? {17.4}

17.2 [開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）の場合] 当該開発援助機関により提案される開発事業の開発の案には環境保護措置及び環境影響評価が盛り込まれているか。{17.4}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=Partially 一部
☐ X=Unknown 不明
☐ Y=Not Relevant 関係なし
☐ Z=Not Applicable 該当なし

17.2 Additional information 追加情報

独立行政法人国際協力機構（JICA）は事業の各段階において環境社会配慮が適切に行われるよう、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に基づき支援・確認を行っており、事業の形成・審査・実施段階においても、環境影響評価及びモニタリング等を行い、環境社会に配慮した適切な事業の実施に努めている。

17.3 [For Contracting Parties that have received development assistance since COP14] Has your country received financial support specifically for national wetland conservation and management: {17.5}

17.3 [COP14以降に開発援助を受けている締約国向け] 特に国内の湿地の保全と管理のために、資金援助を受けたか。{17.5}

Please select only one per square. 一マスにつき、一つ選んでください。

a) from development assistance agencies of another country? 他国の開発援助機関からの援助か？	☒ Z=Not applicable 該当なし ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい

b) from non-national or multilateral development assistance agencies? 非国家または多国間開発援 助機関からの援助か？	☒ Z=Not applicable 該当なし ☐ B=No いいえ ☐ A=Yes はい
---	---

17.3 Additional information 追加情報

for example from which countries or agencies. 国名または機関名を例示すること。

17.4 Has any financial support from the national budget been provided by your country to facilitate the implementation of the Convention on Wetlands? {17.6}

17.4 貴国は、ラムサール条約の実施を促進するために、国家予算から何らかの財政支援を提供したか。{17.6}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ Z=Not Applicable 該当なし

17.4 Additional information 追加情報

If “yes” please state the amounts, and for which activities.

「はい」と回答した場合、援助した金額及び活動名を記入すること。

- ・1980年に締約国となって以降、割り当てられた分担金を毎年支払っている。2021年419,173CHF、2022年419,173CHF、2023年393,318CHF。
- ・国内においては、特定外来生物の防除事業（個別目標4）や、RISの作成・更新（個別目標8）、国内のラムサール条約ウェブページやパンフレットのリニューアル（個別目標16）等の事業を行っている。
- ・国際的には、地域イニシアティブの1つである東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップに2017年より継続して分担金を拠出している（個別目標15）。また、カンボジアやタイに対しラムサール条約湿地登録に向けた支援、ベトナムに対し水鳥調査活動への支援を行った（個別目標18）。
- ・日アセアン統合基金より、ASEAN地域の渡り鳥とその生息地の保全を目的としたプロジェクト「Improving Biodiversity Conservation of Wetlands and Migratory Waterbirds」への資金援助を行った（個別目標17、18）。
- ・なお、国による財政支援ではないが、ラムサール条約常設委員会の承認のもと、2015年に公益財団法人長尾自然環境財団が条約事務局との間で5カ年の長尾湿地基金（Nagao Wetland Fund: NWF）を設立し、アジア・オセアニア地域の途上国が行う同条約戦略計画に関する事業を支援している。2019年度までに10カ国12件の支援を実施した。2020年度は新型コロナウイルス感染症のために募集を中止したが、2021年度から2023年度に5カ国6件を支援した。2年間延長したMOU（了解覚書）は2023年4月30日に終了したが、同年2月15日付けで契約期間を3年間延長した。

Target 18

International cooperation is strengthened at all levels.

個別目標 18

国際協力がすべてのレベルで強化される。

18.1 Are the national focal points of other MEAs invited to participate in the national Ramsar /wetland committee? {18.1}

18.1 他の多国間環境協定の担当者は、国内のラムサール条約/湿地に係る委員会への参加を招請されているか。{18.1}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ

- ☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

18.1 Additional information 追加情報

生物多様性条約（CBD）やワシントン条約（CITES）などを担当している政府職員も参加する機会がある。

18.2 Are mechanisms in place at the national level for collaboration between the Convention on Wetland's Administrative Authority and the focal points of UN and other global and regional bodies and agencies (e.g. UNEP, UNDP, WHO, FAO, UNECE, ITTO)? {18.2}

18.2 ラムサール条約の管理当局と、国連やその他の国際的または地域的な主体及び機関（例：国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、国連食糧農業機関(FAO)、国連欧州経済委員会(UNECE)、国際熱帯木材機関(ITTO)等）の担当者との連携のための国家レベルの仕組みがあるか。{18.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☒ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある

18.2 Additional information 追加情報

条約の管理当局である環境省自然環境局野生生物課では、適宜、国連その他の諸機関の担当部局に必要な情報を提供・共有している。

18.3 Has your country received assistance from any of the following UN or other global and regional bodies and agencies in implementing the Convention on Wetlands since COP14? {18.3}

18.3 COP14 以降、ラムサール条約の実施に際して、以下の国連やその他の国際的または地域的な主体及び機関からの支援を受けたか。{18.3}

a) UNEP 国連環境計画	☐
b) FAO 国連食糧農業機関	☐
c) UNECE 国際連合欧州経済委員会国連欧州経済委員会	☐
d) UNFCCC 国連機構変動枠組条約締約国会議国連気候変動枠組条約	☐
e) Global Environment Facility 地球環境ファシリティ	☐
f) UNDP 国際連合開発計画国連開発計画	☐
g) UNESCO ユネスコ国連教育科学文化機関	☐
h) World Health Organization WHO 世界保健機関	☐
i) World Meteorological Organization 世界気象機関	☐

j) ITTO 国際熱帯木材機関	☐
k) The Convention's IOPs ラムサール条約の国際団体パートナー	☐

18.3 Additional information 追加情報

For example describe the support and indicate the amount of funding.

例えば、支援について説明し、その金額を示すこと。

18.4 Has your country established international network(s), such as twinning arrangements, to facilitate knowledge sharing and training related to wetlands that share common features? {18.4}

18.4 貴国では、共通の特徴を持つ湿地に係る知識の共有及び研修のため、姉妹湿地連携等の国際的なネットワークが確立されているか。{18.4}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

18.4 Additional information 追加情報

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の下で、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の活動に貢献するため、GCRMN 東アジア会合を開催し、東アジアのサンゴ礁の状況の取りまとめを行っている。
- ・日本は東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の推進に積極的に関わっており、国内のネットワーク参加地の数は34になった。これらの参加地は、参加地が支える水鳥の種群により、ガンカモ、ツル、シギ・チドリのいずれか（または複数）の国内ネットワークに参加し、情報交換等を行っている。
- ・また、谷津干潟と豪州モートン湾ブーンドル湿地、釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原及び霧多布湿原と豪州ハンター川河口湿地、藤前干潟と豪州ジロング市スワン湾干潟及び東よか干潟とクパルック湿地（米国アラスカ州）等が姉妹サイト提携を結んでおり、相互の湿地訪問等の活動を行っている。そのほか、ラムサール条約登録湿地保全団体である釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）とマレーシアの湿地保全団体であるサワラク森林コーポレーションとの連携協定が締結されている。
- ・姉妹湿地提携以外にも、ユースの交流活動が円山川（豊岡市）・中海（米子市）と花浦川湿地（韓国慶尚南道）の間で開催された。
- ・国内及び韓国の湿地に関係するNGOは、世界各地の湿地で活動する草の根NGOの集まりである世界湿地ネットワーク（WWN）と協力し、各地での湿地の保全活動の情報交換を行っている。
- ・北海道では、道内のラムサール条約湿地における保全、ワイズユースについての啓発を推進するためのネットワークである「北海道ラムサールネットワーク」が組織されており、情報発信やワイズユースに関する提案等の事業が実施されている。

18.5 Have all transboundary wetland systems been identified? {18.6}

18.5 すべての国境をまたぐ湿地は特定されたか。{18.6}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

- ☐ D=Planned 計画がある
☒ Z=Not Applicable 該当なし

18.5 Additional information 追加情報

18.6 Is effective cooperative management in place for shared wetland systems (for example, in shared river basins and coastal zones)? {18.7}

18.6 各国が共有する湿地（例えば、共有される河川流域や沿岸地帯）は、効果的に共同管理されているか。{18.7}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ C=Partially 一部
☐ D=Planned 計画がある
☒ Y=Not Relevant 関係なし

18.6 Additional information 追加情報

18.7 Does your country participate in regional networks or initiatives for wetland-dependent migratory species? {18.8}

18.7 貴国は湿地に依存する渡り性の種を対象とする地域的なネットワークまたはイニシアティブに参加しているか。{18.8}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☒ A=Yes はい
☐ B=No いいえ
☐ D=Planned 計画がある
☐ Z=Not Applicable 該当なし

18.7 Additional information 追加情報

If “yes”, please list which regional networks or initiatives.

「はい」と回答した場合、地域的なネットワークまたはイニシアティブの名称を記入すること。

- ・東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップにおける取組を積極的に推進している。
- ・米国、オーストラリア、中国及びロシアとの間で二国間渡り鳥等保護条約・協定を締結しており、この枠組みの下で渡り鳥保全のための情報交換や共同調査を行っている。また、韓国との間でも、日韓環境保護協力協定に基づき、渡り鳥の保全等に係る協力を行っている。
- ・北極圏を渡り経路とする渡り鳥の保全についても話し合う北極評議会の北極圏植物相・動物相保存作業部会にオブザーバーとして参加している。

Target 19

Capacity building for implementation of the Convention and its 4th Strategic Plan 2016 – 2024 is enhanced.

[Reference to Global Biodiversity Framework Target 20]

個別目標 19

条約と第4次戦略計画 2016-2024 を実施するための能力構築が強化される。

[昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標 20 への言及]

19.1 Has your country conducted any national needs assessment since COP14 to inform capacity building planning to implement the Convention’s Strategic Plan? {19.1}

19.1 貴国は、COP14以降、条約の戦略計画を実施するための能力構築計画に資する国のニーズアセスメントを実施したか。
{19.1}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

19.1 Additional information 追加情報

- ・我が国では、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの基に設置されている渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地の管理者に対して、渡り鳥や湿地の保全やサイト間の情報共有等の研修を行っている。その都度研修の内容に対するニーズを収集し、次回開催内容の改善に活用している。
- ・ラムサール条約湿地を有するいくつかの自治体においても、地域レベルでの研修の開催について検討し、職員やボランティア対象の研修、先進事例の視察などを実施している。

19.2 Does your country or institution implement capacity development strategies or actions for the Convention's Strategic Plan?

19.2 貴国または貴機関は、条約の戦略計画のために能力開発戦略または行動を実施しているか。

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

19.2 Additional Information 追加情報

- ・地方公共団体及び地方環境事務所の担当者が着任した際に、条約に関する基礎的な知識や最新の動向をあらかじめ理解する機会があれば、その後の各種取組が円滑に進むとともに、必要な措置を検討する際の一助となると考えられるため、年に一回程度オリエンテーション・ウェビナー（オンラインセミナー）を開催し、関係者に向けた情報発信及び共有の機会を設けている。
- ・2024年8月には、ラムサール条約東アジア地域センター（RRC-EA）及び新潟市と連携協力し、日本国内のラムサール条約湿地の管理者及び関係者を対象とし、湿地の保全とワイズユースに関連する情報と経験の共有、共通・固有の課題解決に向けた議論、さらには現地視察等を含む研修会を開催予定。

19.3 Are wetland conservation and wise-use issues included in formal education programmes (Resolution XIV.11)? {19.2}

湿地保全及び賢明な利用に係る事項は、正式（フォーマル）な教育プログラム（決議 XIV.11）に組み込まれているか。

{19.2}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☐ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☒ C=Partially 一部

☐ D=Planned 計画がある

19.3 Additional information 追加情報

- ・65以上の市町村の小・中学校において、湿地の環境学習や生き物調査・観察会、清掃活動やヨシ刈りなどの保全活動、漁業体験、職場体験などを授業の中で実施したり、教材（副読本、プログラム集）で条約湿地について取り上げるなど、湿地や渡り鳥に関する環境学習を教育プログラムに組み込んでいる。
- ・環境省では、学校教育における湿地に関連する環境教育の主流化やさらなる教育機会の創出などを奨励する「決議XIV.11 公教育部門における湿地教育（環境省仮訳）」が採択されたことを受けて、ラムサール条約湿地を有する地方公共団体（全85）を対象とし、学校教育（フォーマル・エデュケーション）における湿地に関連する環境教育の実施状況について網羅的なアンケート調査を実施し、課題を抽出するとともに、期待される支援等を明らかにしている。

19.4 How many training events for wetland site managers have occurred since COP14? {19.3} a) at Ramsar Sites

19.4 COP14 以降、ラムサール条約湿地管理者を対象とした研修イベントが何回開催されたか。{19.3}

a) ラムサール条約湿地にて開催

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

- ☐ E=# opportunities #回
- ☐ F=Fewer than # #より少ない
- ☒ G=More than # 65回より多い
- ☐ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

b) at other wetlands 他の湿地にて開催

Please select only one option.

- ☐ E=# Opportunities #回
- ☐ F=Fewer than # #より少ない
- ☐ G=More than # #より多い
- ☒ X=Unknown 不明
- ☐ Y=Not Relevant 関係なし

19.4 Additional information 追加情報

19.4 追加情報（ラムサール条約賢明な利用のためのハンドブックが研修で使用されたかどうかの情報を含む）：

a)

- ・北海道ラムサールネットワークでは、年次総会に併せて講演会やワークショップ、エクスカージョンを行い、湿地管理者の研修に務めている。また、子ども交流会を開催する中で、実際に現地に足を運んでの自然体験やCEPAに関する技術交流も行なっている。
- ・ラムサール条約登録湿地関係市町村会議では、3年に一度の市町村長会議及び毎年1回の主管者会議の際に、ラムサール条約湿地等の保全、ワイズユース及びCEPAに関する研修会（学習・交流会）を開催している。
- ・佐潟、円山川下流域・周辺水田、東よか干潟、涸沼、濤沸湖、荒尾干潟、渡良瀬遊水地、大山上池・下池、谷津干潟、屋久島永田浜、肥前鹿島干潟、釧路湿原、尾瀬、志津川湾では、他のラムサール条約湿地への視察研修や、他の研修の受け入れ、ボランティア解説員の研修、地域の関係者による勉強会等を実施している。

b)

- ・環境省では、2021年度以降、地方公共団体及び地方環境事務所の担当者が着任した際に、ラムサール条約に関する基礎的な知識や最新の動向をあらかじめ理解する機会があれば、その後の各種取組が円滑に進むとともに、必要な措置を検討する際の一助となると考えられるため、年に一回程度オリエンテーション・ウェビナー（オンラインセミナー）を開催し、関係者に向けた情報発信及び共有の機会を設けている。

- ・環境省では、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの国内重要生息地ネットワーク参加サイトの管理者を対象とした研修会を開催しており、国内のネットワーク参加地において取得されたデータの解析やその活用に焦点を当て、気候変動の影響の把握に寄与するモニタリングの実施方法などについて検討するため、2022年度には「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ネットワーク参加地における鳥類モニタリングの現状と課題－気候変動が渡り性水鳥に及ぼす影響の評価のために－」をとりまとめ、HPに公表した。2023年度には、これまでの議論や報告書の内容を関係者に共有することを目的とし、報告会を開催している。
- ・同じく、環境省では、2022年度以降は、国内関係者による活動推進、情報交換及び交流を目的とし、全国のネットワーク参加地への視察を含む「渡り性水鳥フライウェイ全国大会」を開催している。
- ・また、2024年7月には、高病原性鳥インフルエンザの発生 of 未然防止強化と、発生した際に円滑かつ適切な対応を行えるよう「動物園等における高病原性鳥インフルエンザ対応のための講習会」を開催し、ラムサール条約湿管理者等へも参加を呼び掛けた。
- ・湿地に関係する NGO では、水田決議（ラムサール決議 X.31）に基づき策定した田んぼ 10 年行動計画の一環として、湿地管理者も対象とした地域交流会および全国集会を開催し、湿地管理の先進事例の共有や意見交換などを行っている。

19.5 Have you (AA) used your previous National Reports in monitoring implementation of the Convention? {19.4}

19.5 条約の履行状況のモニタリングを行う際に、前回の国別報告書を利用したか。{19.4}

Please select only one option. 選択肢を一つだけ選択してください。

☒ A=Yes はい

☐ B=No いいえ

☐ D=Planned 計画がある

☐ Z=Not Applicable 該当なし

19.5 Additional information 追加情報

Section 4. Optional annex to allow any Contracting Party that has developed national targets to provide information on those

セクション４： 国家目標を策定した締約国が、それらの情報について提供することができる任意の附属書類

(省略)